

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

令和5年12月15日（金曜日）

厚生文教委員会

日時 令和5年12月15日（金曜日）午後1時30分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 議案の審査

第196号議案	「質疑・討論・採決」
第197号議案	「質疑・討論・採決」
第198号議案	「質疑・討論・採決」
第199号議案	「質疑・討論・採決」
第200号議案	「質疑・討論・採決」
第201号議案	「質疑・討論・採決」
第202号議案	「質疑・討論・採決」
第203号議案	「質疑・討論・採決」
第204号議案	「質疑・討論・採決」
第212号議案	「質疑・討論・採決」
第213号議案	「質疑・討論・採決」
第218号議案	「質疑・討論・採決」
第219号議案	「質疑・討論・採決」
第221号議案	「質疑・討論・採決」

2 陳情、請願の審査

陳情17号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める陳情書	「説明・質疑・討論・採決」
請願3号 （仮称）新城・設楽風力発電事業に関する住民意見と事業者への請願書	「説明・質疑・討論・採決」
請願5号 学校給食への有機・無農薬・無化学肥料米の導入を求める請願	「説明・質疑・討論・採決」

出席委員（9名）

委員長	鈴木長良	副委員長	カークランド陽子		
委員	今泉吉孝	浅尾洋平	柴田賢治郎	山田辰也	長田共永
	中西宏彰	丸山隆弘			

欠席委員（なし）

参考人・補助人

服部 温（陳情17号） 齋藤紀美・宮脇佐知子・松谷泰樹（請願3号）
白井倫啓・今泉信一・大川彦保（請願5号）

説明のために出席した者

市民協働部、健康福祉部、教育部の課長職以上の職員

事務局出席者

議会議務局長 田中秀典 議事調査課長 阿部和弘 書記 高橋加奈

開 会 午後 1 時30分

○鈴木長良委員長 それでは、ただいまより厚生文教委員会を開会します。

これより、14日の本会議において、本委員会に付託をされました第196号議案から第204号議案まで、第212号議案、第213号議案、第218号議案、第219号議案及び第221号議案の14議案並びに請願2件、議長から送付されました陳情1件について審査をいたします。

14議案の審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

最初に、第196号議案 新城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第196号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第197号議案 新城市西部福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第197号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第198号議案 新城市国民健康保険税条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、この一部改正について、主な、どういうふうな内容かということをお聞きしたいのと、あと減免の措置があるということで、どのぐらいの減免の措置があるのかというのが分かったら教えていただきたいと思います。

それに、議長の挨拶でもありましたけど、今、本当に物価高騰だとかエネルギーで生活するのも大変な今、生活状況があると思いますので、そういう中で、少しでもそういった産前産後にかかわる減免になるかとは思いますが、そういったお子さんを産む費用も少しでも減免になるようなものだったらありがたいなと思いますが、そこら辺、詳しく、国の改正も含めて説明を受けたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○鈴木長良委員長 河口保険医療課長。

○河口昌和保険医療課長 内容につきましては、出産する被保険者の産前産後期間相当分の出産予定日の属する前月から、出産予定日の属する翌月まで4か月の保険税を免除し、世帯負担の軽減を図るものであります。

免除額につきましては、出産する被保険者の基礎控除後の総所得に所得割税率を掛けて

得た額の12分の1と、均等割額の12分の1に免除対象月数を掛けた額となります。

以上です。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。
丸山委員。

○丸山隆弘委員 この条例の一番最後のところでありすけど、施行期日とあるんですけども、令和6年1月1日からと書いてありますが、実質1月1日からとうたう分にはいいかも分かりませんが、役所の稼働はどうなんでしょうか。そこんとも含めて。1月4日でもいいんじゃないかなと思って、まず確認したいと思います。

○鈴木長良委員長 河口保険医療課長。

○河口昌和保険医療課長 施行期日につきましては1月1日、受付につきましては、役所が開いておりませんので1月4日からということになります。

以上です。

○鈴木長良委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。その辺、詳細にお聞きするのはやめます。

あと、妊娠85日という1つの基準があると思うんですけども、それから前後合わせて4か月の減免という形になると思うんですが、これで、所得割と均等割、先ほど説明していただきました。この中、ずっと見ましたら、2ページ目のところの第29条の3(4)番、この区別の捉え方というんですか、考え方、教えていただけますか。(4)番、ちょっとそのまま読んじゃうと間違うといかんから。多分これ、双子さんだとか、三つ子さんだとか、大勢生まれた場合の方も含めてどういうふうに考えたらいいかなど。

○鈴木長良委員長 河口保険医療課長。

○河口昌和保険医療課長 この件につきましては、単胎と多胎で軽減の月数が異なりまして、単胎の場合は4か月で、多胎の場合は出産予定日の属する月の3か月前から出産予定日の属する翌々月までの6か月間となります。

○鈴木長良委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。

続けて、もうちょっと確認したいことがあります。

あとは、例えばですけども、届出をちょっと怠っちゃったと、出産のほうの関係で。そういう場合も想定されると思うんですけども、そういう場合はどういう対応をされるのか。一般的に、役所のほうで調査していただいたりして、お認めしていただいて、経過措置を認めていくという流れが多分あると思うんですが、そのあたり確認をしたいと思います。

○鈴木長良委員長 河口保険医療課長。

○河口昌和保険医療課長 原則、世帯主さんからの届出が必要ですが、届出がない場合でも、出産する被保険者の届出に関する、いつ生まれるとか、その辺が確認できる場合は職権でも可能となっております。

以上です。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。
〔発言する者なし〕

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第198号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第199号議案 新都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になってます第199号議案、マイナンバーの利用に関することだとは思いますが、主な内容を聞かせてください。

あと、これに関わる影響する人数、どういった方々に影響があるのかなというところも含めて、教えてください。

○鈴木長良委員長 河口保険医療課長。

○河口昌和保険医療課長 令和6年の秋に、原則健康保険証は発行されずにマイナンバーカードと一体化されるため、保険の加入状況を確認するためには個人番号の利用に関する条例改正が必要になっております。

また、それに関して事務に必要な住民票の関係情報や地方税関係情報等の特定個人情報についても、個人番号を利用できるようにするためにございます。

人数ですが、11月末なんですけど、全体的に大きなところでいくと、福祉医療なのでそれぞれあるんですが、県の補助でいくと、子どもの医療が4,481人、障がいのほうが504人、母子のほうが509人、障がいが964人です。また、この辺については異動等ありますので、人数は多少変わってくると思います。

以上です。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 そういう形でマイナンバーの一体化を進める上でということで理解をいたしました。

あと1点、マイナンバーのことで心配ごとというか、今、マイナンバーのひもづけが誤っていたりだとか、登録が誤っているとか、そういったのが全国的に問題があります。そういった問題がこういった形で広がらないのか、また、新城では大丈夫なのかというところでお聞きできたらなと思いますが。

13日のニュースでも、岩手県で障害者手帳に他人のマイナンバーがひもづけられている

ミスが7件あったということが分かりましたし、あと家族のマイナンバーを誤って登録をされていた人的なミスがあったりとか、あとは4件は行政手続のオンラインの窓口で連携する、発生したシステム的なエラーがあったと。原因は不明で、これから調査するというのですが、こういったことが今後起きないのか、こういった改正で、より障がい者の方含めて、今、言った子どもの母子等とも利用が広がると思いますので、そういったひもづけ、誤登録の問題等、マイナンバーの問題、大丈夫かどうか伺います。

○鈴木長良委員長 河口保険医療課長。

○河口昌和保険医療課長 健康保険に限ったことなんですけど、うちのほうから毎日システムにおいて、国保連合会へ送っております。そこで、一度中間サーバーというものに入って、国保連合会の、それをまとめたサーバーに入るんですが、そこで誤りがあった場合は、すぐに国保連合会から通知が来て、確認をお願いしますと。大きな間違いはないんですが、多少、名前のずれとか、その辺があるので、その辺を直してまた報告し、問題がなければそのまま使えるような形になってます。

以上です。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。じゃあ、国保連合会というサーバーがあって、そこで、常時接続と確認がされてるというイメージなのかなと思いました。そういった対策があるということで大丈夫だよということだと思いますが。

あと、そういった中で、今までの運用で明らかひもづけの誤登録だとかそういったものというのは、被害だとか、通帳が他人に見られるような状況になっていたとか、そういった過去の例、ケースというものはあるんでしょうか、伺います。

○鈴木長良委員長 河口保険医療課長。

○河口昌和保険医療課長 健康保険証に限っ

ては、そのようなことはありません。

以上です。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第199号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第200号議案 新城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第200号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第201号議案 新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す

る基準を定める条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第201号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第202号議案 新城市桜淵いこいの広場の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田委員。

○山田辰也委員 このいこいの広場のテニスコートを長い間皆さん使ってて、健康、福祉のためにはこれまで役に立ってきたんですが、実際のところ、テニスコートというと、行政側から管理という言い方をすると、豊橋市もそうなんですけど、地元で管理しているようなところもあるものですから、その点を考えてみて、もし検討の余地があったら、その市民へ、その市民団体が管理して使えるような方向で検討されることがあったのか伺います。

○鈴木長良委員長 山口生涯共育課参事。

○山口貴司生涯共育課参事 今現在、そういった市民団体とかそういったことで管理していただくという検討まではしてはおりません。個別施設計画の中で廃止の方針という形にな

っておりますので、それに基づいて検討をしておるといところでございます。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 私も何点かお聞きしたいんですが、まずこのテニスコートを廃止するという内容だと思いますが、テニスコートを利用している方々の声を聴いての判断なのか、例えばアンケートなどを行ったのかということ、あと、年間の利用者数を伺いたいと思います。あと、廃止に至った経緯、経過を伺います。

まず3点、伺います。

○鈴木長良委員長 山口生涯共育課参事。

○山口貴司生涯共育課参事 利用者の方の声を聴かれたかということですが、全員ではないんですが、10月の下旬になりますが、利用申込みに来られた方に、直接、資料でも提供させていただきましたが、廃止の方針と、また今後利用できるテニスコートの一覧ということで説明をさせていただきまして、そのときに意見も聴いております。

意見としましては、施設、テニスコートは老朽化しているので使えなくなるのは仕方がないことですが、やっぱりほかに行きつけを探さなければいけないというような意見とか、この市の中心部にテニスコートがなくなってしまうのはちょっと寂しいなというところ、それから、特に土日に使えるところが欲しいというような意見がありまして、そんな中、代替施設として穂の香看護専門学校のコートを使えるという調整ができましたので、そういったことで、使えますよということで御説明させていただいたところ、穂の香看護専門学校が使えるならありがたいなというような御意見もいただきました。

存続について希望する声というのもありましたが、特に、強く言われる方というのは特に、現在のところ聞いていないという状況です。

年間の利用者ということですが、例年で行

きますと、大体3千人ほどの利用者があります。これは、1人で何回か利用されているという場合が多いものですから、3千人という形になっております。

あと、経緯ということでもよろしかったでしょうか。

廃止するという経緯になりますが、令和3年3月に、新城市公共施設個別施設計画が策定されまして、その中でテニスコート、隣接のレストハウスと、それから青年の家が除却の方針ということになっております。

テニスコートについては、この施設と一体の運用をしておるといところがありまして、テニスコート自体は昭和53年に竣工して以来、45年ほどが経過しまして、かなり老朽化しておるといところ、それから、青年の家で受付を今、やっておるんですが、青年の家が廃止になると利用の受付というのができなくなるというところがありまして、それで廃止に当たっては代替施設を検討するということでも考えております。

あと、青年の家とレストハウスの一体的な跡地の検討も含めて考える必要があるということで、廃止という形で考えております。

以上です。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 これ、廃止のお手紙を資料請求で出させてもらったんですけど、その日付が10月27日だったと思います。議員への報告とかもなかったように思うんですね。

青年の家は除却・廃止というのは決まったよというようなことは聞いたんですけど、このテニスコートの廃止は僕もこの議案が出るまで全然知らなかったという感じがあるんですが、テニスコートの廃止を決めた日時というか、最近なのかどうかというのが知りたいと思います。

あと、撤去費用と、あと年間の管理費というのは大体幾らなのか、教えてください。

○鈴木長良委員長 山口生涯共育課参事。

○山口貴司生涯共育課参事 議員の皆様へ報告がなかったということで、大変申し訳ありませんでした。

10月27日付で、利用者の方に文書で御説明はさせていただきます、その間、代替施設ということで、穂の香看護専門学校の調整をしておりましたので、こういった時期になってしまいました、申し訳ありませんでした。

6月議会のときに、レストハウスの除却ということで、一般質問で答弁をさせていただいたかと思いますが、テニスコート、レストハウスと一体の施設ということで、そのときに廃止の方針ということで考えさせていただいたところです。

それから、撤去費用ですが、まだ本当に概算の見積りということですが、現在のところの見積りでは大体736万円ほどの見込みです。

それから、年間の管理費につきましては、特に今現在、桜淵のテニスコートの管理費については、この桜淵いこいの広場の管理事業のほうでは、予算的には管理費としては、特に計上はしていないということです。

すいません。テニスコートについては、桜淵いこいの広場管理事業のほうでグラウンドも含めまして一体で管理しておりますので、テニスコートの費用については、積算はできないというところでございます。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 素人ながらですけど、テニスコートの管理運営ってあんまりお金って要らないんじゃないかなという、雑草を刈るだとか、あと、前、側溝を直したばかりだと思いますので、そういった側溝ももう直っているはずですので、私は別に廃止までしなくてもいいんじゃないかなという立場で質疑はさせてもらってるんですが。

もっと、この3千人以上も利用がまだあるわけですから、そういった方々の健康維持をやっぱり促進するというのも自治体の大きな役割だと思います。楽しみにしてるテニスを

して、3千人、3,200人ですかね、やってるわけですから、そこを後押しするようなまちづくりって今こそ大事だと思っているわけです。

やっぱり、存続のために、例えば、安易に青年の家が除却するから受付できないから、テニスコート廃止だというのはなくて、例えば、今だったらネットアプリとかで、そういったネットでPay Pay払いもしながら、そこでQRコードやったら、ゲートが開いて、そこでテニスやってもらって帰ってもらとか、もちろんカメラとかもつけますけど、そういう手間を省きながらも利用をしてもらおうということを考えるべきじゃないかなと思います。

ほかのところを見るとキャンプ場とかでもそうやって自分で行って、自分で利用するということができるので、そういった利用しようということは、部内では考えなかったのか、伺います。

○鈴木長良委員長 山口生涯共育課参事。

○山口貴司生涯共育課参事 利用の申込みについて、今、青年の家でやっております。この青年の家とレストハウスと一体の施設という形で考えておりますので、今後の利用計画ということを考えていくと、一緒にこのタイミングで廃止としたほうが良いというような考えでおります。

あと、ネット等で受付するというところにつきましては、なかなかほかの体育施設の利用の関係もございますので、今、そういったところも検討を始めているというところで、現在のところは、ネットでという形ではなかなかすぐには難しいのかなと思っております。

その代わりというところで、代替施設で1つ、穂の香看護専門学校のコートを利用できるようにさせていただいたというところでございます。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 私、やっぱりこの人口減少

時代で、いろんなテクノロジーも発達している中で、そういったものをいろいろ取り入れながらまちづくりを維持していかないと、本当にこの時代、まち自体がなくなってしまうんじゃないかというすごい危機感で、今、議員やらせていただいています。

ですから、頭ごなしに一体化、一体化、だからここは除却するからここも除却するというような考えでは、本当にどんどんまちの魅力がなくなっていくんじゃないかなと思って質疑しているわけです。

ですから、テニスコート、本当に健康維持のためにということで、中心部で、ここ、本当に行きやすいという話も聞いてましたので、そこがやっぱり新城の人口多いエリアでなくなってしまうというところの、魅力を1つなくしてしまうというのはすごく残念だなと思って質疑をしました。

あと、最後、違う観点から質疑させていただきたいんですが、この公共施設個別計画で廃止だということの論点だと思いますが、私は大事にすべきは、桜淵再編整備計画が大事だと思うんです。これ、市民から公募して、たくさん時間かけて、桜淵、どういうふうに再編しようかという計画を立てたわけです。そこに、Cゾーンですよ、テニスコートをどう考えるかというところで、既存の施設の活用と修繕をするべきだという方針を立てているわけです。

25ページには、写真付で、テニスコートを修繕すると、新城市内で唯一のフットサルコートもつくってほしいと。若者に人気あるバスケットコートの半面も新設してくださいよと。そういったまちづくり、再編計画というか、桜淵の公園をよりよくバージョンアップしようということで作った方針があるわけです。これは市がつくってもらってますから、市の方針でもあるわけですよ。

今回、それがあってもかかわらず、テニスコート廃止ということだったものですから、

僕、がぐっときちゃって、今、このとこで何だと聞いているわけですが、これ、相反する、あまりにも乱暴で、ずさんな方向転換ではないかと思うんですが、そこ、整合性取れてないと思います、伺います。

○鈴木長良委員長 山口生涯共育課参事。

○山口貴司生涯共育課参事 桜淵再整備基本計画につきましては、観光課のほうで平成28年3月に作成したものであります。その中で、委員言われたようにCゾーンとして位置づけられておるところです。

その後、見直しというのがされていないというところで、その中で公共施設個別施設計画が令和3年に作成されまして、青年の家、レストハウスが除却の方針とされたところがありますので、そこで、教育委員会の中でも検討して、ほかの施設に機能集約する形という方向がいいのではないかとということで、除却の方針を進めております。

今後、計画の見直しも含めまして、観光課を中心に、全庁で課題を共有しながら検討をしてみたいと思っております。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 私が言ってるのは、本当にそれでいいのかということなんです。というのは、せっかく市民に方針を立ててもらって、こういう魅力ある桜淵公園にしようねという方針としているのにもかかわらず、後から公共施設個別施設計画で見直しをかけてくということですよ。それで本当にいいのかと。

その方々が一生懸命時間と労力と方針をつくろうとって、魅力あるものをつくったと、僕、思いますよ。フットサルコートだっていいなと思ったし、バスケットコート、テニスコートも修繕で、若者が集まるという新城の公園になるなと思ったんですけど、それを、オセロをひっくり返すように、後から出てくるものでひっくり返していくというのが、まちづくりとしてのもの、民主的な運営としていいのかというところが問われてるんじゃない

いかなと思って、非常に、どんどんまちの魅力というのがなくなっていくという危惧をしているものですから、特に、健康に寄与する施設でもありますから、非常にそこは大事にしたほうがいいと思ったんですけど。

ですから、この方針の大事さというのはいんですか、どうなんでしょうか、伺います。

○鈴木長良委員長 鈴木教育部長。

○鈴木隆司教育部長 浅尾委員、おっしゃられることも十分理解できるところでございますが、やっぱり市として抱えておる公共施設たくさんあって、これまでも議会でも何度も議論させていただいております。

30年後には30%公共施設削減していくという方針が、先ほど山口参事、話しましたように、この整備計画の後にそういう計画として市の全体の施設を見た中での計画としてそういうものをつくっておりますので、その中で、青年の家、あるいはレストハウスを含むテニスコートについては除却していくという方針が打ち出されましたので、公共施設個別施設計画以前につくられた桜淵公園再整備基本計画、十分尊重はしていく、していかなければならないところでありますが、施設が抱えるいろんな問題等も含めて、今回は、後ほど議論いただきます青年の家も含めて、テニスコートは除却させていただきたいということで、教育委員会としては考えております。

以上です。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 最後にしますけど、そういうふうな話も分かるんですが、じゃあ、コロナ禍で大変なときに、Aゾーン、Bゾーンと、3億円以上かけて再整備をしたわけじゃないですか。で、私は、なぜCゾーンをやらなかったのかなと思うわけです。3億円も一方で使っておいて、Cゾーンはもうなくすぞという頭があつてのものだったんじゃないかなと思うわけです。ですから、かけるお金はあつたわけですよ、3億円以上のね。

ですから、それをAから、ABCと満遍なく使っていれば、僕、こんな議論はしませんが、そういう3億円のお金があつたのに、なぜこのCゾーンの基本計画の方針に従って、そこはやらなかったのかなと思っております。

そういった観点で、もっとまちづくりに寄与していただいた市民の思いというのを再整備計画に落とし込むということが必要ではなかったかなと思うんですが、認識を伺います。

○鈴木長良委員長 鈴木教育部長。

○鈴木隆司教育部長 委員おっしゃられること、よく分かるところでございます。ただ、実質、Aゾーン、Bゾーンについては観光課が主体的に整備をしまいましたが、Cゾーンについては、繰り返しになるかもしれませんが、青年の家につきましても、非常に老朽化、築50年経過しておいて、それをこのまま使っていくというのはなかなか厳しい現実がある中で、じゃあ施設をどうするかと考えると、公共施設個別施設計画等で除却という方向が出たところでございます。

また、レストハウスについても既に閉鎖して使用していないという状況もあります。

施設の老朽化に合わせて、施設を継続して使用するのであれば、そこへ改築等の財源投入して、新しくするのかという議論になってまいりますので、その部分を十分考えて、総合的に判断してこのような結果になっておるということで御理解いただきたいと思います。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 私、今テニスコートで議論してるんですけど、ですから、そのPay Pay払いだとか、人を介さないでやれるようなアプリを使ってやればいいのか、残せばいいじゃないかと、運営費、そんなにしてないわけですよね。予算計上だって、グラウンドに含んでるぐらいなので、個別の案件としての管理料は出してないということは、ほぼほぼあんまり使わない運営だと思うわけ

ですよ、そのテニスコートというのはね。

ですから、そういう生かし方というのはあったんじゃないかということで、今、聞いたわけですが、そういう検討しましたかということ。

あとは、こうやって30%削減のためにこれが必要だというんですけども、ただ市民感情としては、人口エリアが多い新城エリアから、こうやって除却、除却、テニスコートもない、また青年の家もなくすというところが本当に理解されるのかなと思うわけです。

ですから、そういう意味でも本当に慎重にやるべきだと思うんですが、その点はいかがですか、伺います。

○鈴木長良委員長 鈴木教育部長。

○鈴木隆司教育部長 したがって、先ほども申しましたように、築50年たった施設を継続して使うのに当たって、今後30年、50年使えるように多額な費用を投入して使えるように改築していくということと、現在あるものを除却して、機能集約していくのがいいのかということをとんびんにかけて判断して、最終的には、今、御提案させていただいているような議案を提出させていただいておるという考え方でございます。

○鈴木長良委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 もう1回、確認したいことがあります。

今、浅尾委員がおっしゃったことの中で、令和3年3月のときに公共施設個別施設計画が立てられて方針を出したと。その前に、再整備計画が、桜淵一帯の計画ができておったと。その辺のところで、流れからしますと、説明によって大体分かりましたけれども、その間に何かもうちょっとできたんじゃないかなというような気がするんです、役所としてですね。それは、やはり多少怠ったのかなと。先ほど課長のほうはちょっと平謝りされておりましたけれども。やはり、こういう方針がありますよということ、私たちも十分提示

されておりましたので承知はしているつもりであります。

まず、そこのところをしっかりとまとめて、今後の、ほかの経過も当然関連してきますので出させていただきたいと、これを確認したいと思います。よろしいですか。

○鈴木長良委員長 鈴木教育部長。

○鈴木隆司教育部長 丸山委員、おっしゃられること、よく分かりますので、そのように対応させていただきます。

○鈴木長良委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 テニスコートの資料を見ているんですけども、代替のテニスコートの関係であります。

穂の香学園のハードコート3面、有料として9時から5時までということになっております。今回、こちらの代替になるということでもありますけれども、実際に、これまで使ってきたこのコート年間3,230人、これ令和4年度のデータでありますけれども、これが、集中する曜日だとか、多分あると思うんですよ、土日に集中するとか、平日にフルにコンスタントに使われる利用者さんも見えるかも分かりませんが、その辺の動向というのはどのようにつかんでいらっしゃいますかね。

○鈴木長良委員長 山口生涯共育課参事。

○山口貴司生涯共育課参事 桜淵のテニスコートの利用者の方、平日の利用、もちろんあるんですが、やっぱり土日が多いということで、平日と土日の割合としては、大体4割が平日で、土日が6割という形になります。

以上です。

○鈴木長良委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 そうなると、代替としてこのテニスコートが使われるということで、十分これで対応できるということで間違いないですかね。

○鈴木長良委員長 山口生涯共育課参事。

○山口貴司生涯共育課参事 今回、新しく追加する穂の香看護専門学校につきましても、

平日も使えますし、土日也能るような形で今調整しておりますので、この桜淵の利用者の方が皆さん行くかどうかは分かりませんが、十分対応できるかと考えております。

○鈴木長良委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 このテニスコートの廃止の、今回の条例になるものですから、要するに利用者さんが困らないような体制をきちんとやっ取り取ってくということが必要であります。その辺の事前の周知がちょっと遅かったと、これは浅尾委員の質疑の中でも指摘きちんとしていただいたものですから、今後の十分反省を踏まえてやっていっていただきたいということでありますけれども、まずテニスコートの利用者さんのカバーは十分これできたということでよろしいんですね。

これで、有海の緑地公園については、これは私、テニスをやらないもんでなかなか分からないんですけども、ここだけは無料になってるんですけども、この辺の関係性というんですか、バランス的なものはよろしいでしょうかね。

○鈴木長良委員長 山口生涯共育課参事。

○山口貴司生涯共育課参事 今、委員おっしゃられたように、有海緑地公園につきましては、今、利用料は無料となっております、そのほかの施設につきましては有料という形になっております。

有海につきましては、クレーコートということで、利用者の方が、いろいろコートの整備とかもしていただいておりますので、こういう言い方あれですけど、昔から無料ということになっておりますので。穂の香看護専門学校のほうも、今のこの桜淵の利用料と変わらない程度で今調整をさせていただいておりますので、利用者の過度の負担ということにはならないかなと考えております。

○鈴木長良委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。利用につい

ては、バランスをしっかりと取っていただけるということで、今、解釈させていただきました。

それから、あと、桜淵の公園計画、先ほど浅尾委員がずっと述べておられましたけれども、これに関係するんですけども、このCゾーンのところを見ますと、この計画見ると、特に、まず県立公園の範囲の中ということで、桜淵一帯がそうでありますけれども、特にこのゾーンというのは、今後の跡地の対策検討についても踏まえてですけども、地域の自然文化体験ゾーンと、こういうふうに桜淵の基本計画のほうではなってるんですね。ということは将来的に、裏山のほうずっと行くとハイキングコースだとかいろいろあるように書いてありますが、しっかりとこういう生かしたプランというものが反映されていかないと廃止した意味もちょっと欠けてきちゃうのかなと思っております。

これは、庁舎内でやっぱりしっかりとした次なる計画を立てるべきであると。その辺は教育委員会としてどのようにお考えなのか、お答えをお願いしたいと思います。

○鈴木長良委員長 鈴木教育部長。

○鈴木隆司教育部長 今、丸山委員、御質疑のCゾーンの扱いでございますが、これで、もし上屋の建物が撤去できますと、更地にしておいてその後どうしていくかというところを考えていかなければならないんですけども、桜淵公園の整備が進んできてますABゾーンも含めて、教育委員会としては、観光面でどういうふうに活用していくかというのがまず大前提になってくるのかなと思いますので、観光課と十分調整して、観光課のこの桜淵公園一帯をどのように整備していくかという考え方を踏まえて、教育委員会のほうではどのようなこのCゾーンを含めたこの道の南側というんですかね、をしていくのかというのは調整をしていく。観光課の桜淵公園一帯の考え方を踏まえて、教育委員会としても意見を出

していくというような形で調整していきたい
と思います。

○鈴木長良委員長 中西委員。

○中西宏彰委員 先ほど、利用者の方には確
認していただいたということで、若干もう少
し早い時間から相談していただければよかつ
たと思いますけど。

新城市にはスポーツ協会、またテニス協会
等があると思います。以前は、テニスも軟式
硬式両方あったんじゃないかなと思いますけ
ど、そのようなことで、やはり協会さんがせ
っかくあるもんですから、その方たちにもし
っかり相談して、先ほど浅尾委員もおっしゃ
ってましたけど、そういった協会の方、スポ
ーツ協会、テニス協会の方たちが何とかもう
少し活用できないかとかそういった意見の中
で決定していくことが大事じゃないかなと思
いますので。

やはり、そういった面で、せっかく協会が
あってもその方たちに本当にどの程度相談し
たのか。やっぱり、そういったことをしないと、
ただでも、今、新城市はスポーツ課はない、
歴史文化って文化課もない。また、市民
体育館もない市だと、そういったことで、本
当にスポーツについてかなり遅れてる、退化
しとるということで見られてますので、そう
いったことからいきましても、そういったこ
とが必要かと思えますけど、その辺について
はスポーツ協会、テニス協会等の方と御理解
の上でこうやって進んでるかどうかというこ
とを確かめたいと思います。

○鈴木長良委員長 山口生涯共育課参事。

○山口貴司生涯共育課参事 今回の桜淵のテ
ニスコートの廃止に関しましては、今言われ
たスポーツ協会、テニス協会、ソフトテニス
協会のほうには特に相談はさせていただいて
おりませんが、やはりテニスに関するもので
ありますので、機会をもって御意見、相談も
させていただきたいなと思います。

以上です。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になってお
ります第202号議案 新城市桜淵いこいの広
場の設置及び管理に関する条例の一部改正に
関して、反対の立場で討論をさせていただきます。

日本共産党の浅尾洋平です。

この桜淵公園は、市が管理する県立の自然
公園でありまして、桜の名所であり、広いグ
ラウンドを利用できる主要なイベント会場と
して、年間20万人以上に利用されている場所
と考えております。

質疑を終えて、私自身やっぱりこんなずさ
んな方針転換が許されているのかという思い
で討論に臨んでおります。

3点ありますが、1点目は、テニスコート
の廃止が桜淵公園再整備計画の内容と大きく
異なるからであります。こんなに簡単に、市
の方針、市民が一生懸命つくったこの再整備
に関わる決定方針が180度変わるということ
になりますと、市民参加のワークショップで
つくった計画をほごにするという点にもなる
ので許されないと思って、反対討論をしてお
ります。

また、総合計画に基づくこの再整備とい
うのは、やはり市としても憲法とっていいよ
うな方針になると私自身は思っております。
その基本戦略の1つとして、市民スポーツ活
動を応援しますと、こう明記してうたってい
るわけですから、ここ本当に大事にすること
が今、まちづくりで必要だと考えています。

2点目は、やはり今現在でも、テニスコ
ートの利用者がいるということでありまして。
この方たちをどのように考えているのかとい

ことを聞きたいと思います。

令和4年度で、月200人から300人の方が利用されており、市民から必要とされているスポーツ施設であると、私は認識しております。年間でも3,230人にも上ります。また、先ほど中西委員もおっしゃっておりますが、かつて体育館を廃止して今なくなっているのがこの新城市です。そこには、1万人以上の利用者がいたということを私はやっぱり忘れてはならないと思い、立ち止まるべきだと思っています。

3つ目には、やはり、テニスコートの廃止の決定は唐突過ぎると。廃止のお知らせも、令和5年10月27日付で出されていたということも驚きですし、議員の私たちもこの議案が今回出るまで分からなかったというところで、やはり廃止ありきで進めるこのものは議会軽視でもあると思っています。

市民は、やはり健康増進のために利用していた場所、急に奪われるということになるということで、市民は怒っていると思います。進め方に反省や配慮はないのかと聞きたいと思います。

以上、反対討論といたします。

○鈴木長良委員長 ほかに討論ありませんか。柴田委員。

○柴田賢治郎委員 私柴田は、賛成の立場で討論をいたしたいと思います。

まずもって50年間、新城市民がテニスに興じるという健康面での福祉を支えてきた施設においては、大変感謝申し上げますとともに、50年という節目をもって公共施設個別施設計画の内容において、一旦閉じるということについては賛成せざるを得ないと思っています。

ただ、今、質疑の中でも丸山委員からも出しましたが、跡地利用のことを含め、またこの計画によって市民の今までテニスに興じられた方の行き先があるのかということについても、この場で回答もいただきましたし、その

見通しも持つての行動であるということも確認させてもらいました。

跡地利用について、ここでも言いましたが、唐突であった、議会に提出というのは確かだなと思いますし、その辺で今からでも告知とともに、市民がスムーズに活動ができるようなことをしていかなきゃいけないということも思いますし、中西委員の言われた新城市にとって、全体の動きとして市民福祉、スポーツに興じる施設の減少ということ、また、歴史文化の側面の施設をどのように維持していくかということ、そのような課題を、跡地利用を担当部署としてしっかりほかの部署との打合せをしながら口を出していただくということをお願いして、賛成といたしたいと思っています。

○鈴木長良委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第202号議案を採決します。

賛否両論ありますので、起立により採決します。

第202号議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木長良委員長 起立多数と認めます。

よって、第202号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第203号議案 新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第203号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第204号議案 新都市青年の家の設置及び管理に関する条例の廃止を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田委員。

○山田辰也委員 まあ、先ほどの件とほとんど同じなんですけど、もう50年使ってきたのは理解できます。老朽化してきたというのは聞いてます。

一番の問題は、2015年の2月からワークショップをやって、みんなに今後の夢を与えておきながらもこういうことになったということは、やはり説明責任が悪かったんじゃないかということで、今後の跡地利用が先ほどありましたけど、市民の夢をこういうふうに簡単に駄目にしてしまうようなことは非常に悲しいことです。

今後の跡地利用については、しっかり庁内での検討はあったんでしょうか。

○鈴木長良委員長 村田生涯共育課長。

○村田方恵生涯共育課長 跡地利用に関しましては、この地域一帯が自然公園第2種に該当いたします。ですので、公園としての整備ということであったり、先ほど丸山委員から言われましたように自然体験ゾーンということで自然を生かしていくというような活用の仕方、あと、財源確保として、民間活用ができないかということとか、総合的に判断をしていかないといけないものですから、産業振

興部にも相談しながら、今後全庁的に検討していきたいと思っております。

○鈴木長良委員長 山田委員。

○山田辰也委員 その民間活用ですけど、うめの湯みたいな民間活用を持った、そういう話をもっと早急にどンドンやっていけばよかったんですが、そういう検討段階は、その民間活用、あの場所が非常にいいものですから、ほかにもそういう民間が入って経営をしたいとかそういうことがあったのではないかと思うんですけど、そういう会議というのは今までにはなかったんでしょうか、伺います。

○鈴木長良委員長 村田生涯共育課長。

○村田方恵生涯共育課長 具体的に、事業者さんのほうからお話というのは今ないんですけども、今、観光課と相談しておりますのは、例えばサウンディングですね、そういうことも行いながら、社会情勢であったりだとか、事業者の要望ですとか、こういうことだったら活用できるという意見を幅広く集めて検討していこうとは考えております。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。
浅尾委員。

○浅尾洋平委員 青年の家を廃止するという内容でありますけど、まず先ほどのテニスコートとちょっと同じ内容にもなってしまいうんですが、まず、利用者の声を聴いて、利用者としては困るというような声はあったのかというのを1点聞きたいのと、あと年間の利用者数というのを教えていただきたいと思います。

あと、跡地利用について山田委員聞いていただきました。結局、具体的には今のところないということでもいいのか、その3点教えてください。

○鈴木長良委員長 村田生涯共育課長。

○村田方恵生涯共育課長 利用者には、5月30日にここの厚生文教委員会で廃止の方針を説明させていただいた翌日に通知をさせていただいております。

その際に、幾つかの団体から問合せであっ

たりだとか、代替地について相談がありましたので、そこの辺りは調整を取らせていただいております。

あと、利用者数なんですが、コロナ前の平成30年が2万6千人程度、あと今、前年度が1万9千人程度です。これは、申請時の人数ですので、実際とは少しずれるかと思えますけれども、申請時にはそのようにいただいております。

それと、跡地活用につきましては、先ほど申しましたように、今何か決まっているかと言われますと、今後検討していきたいということでございます。

以上です。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

あとは撤去費用、分かったら教えていただきたいというのと、あとあすなる教室の方がそこを利用してたと思うんです。多分そうだと思うんですけど、そうだったらその利用者はどうなるのか。

あと、あすなる教室にも、北設とか奥三河からの利用がもしもあるかなとはちょっと思ったり、自分でしますので、そういった新城市民だけの問題じゃないかなとは思っております、もしも利用者さんにそういった北設楽郡、奥三河の方の御意見等も聞き取りすべきだなと思いますが、そこら辺の対応されたのか認識を伺います。

○鈴木長良委員長 村田生涯共育課長。

○村田方恵生涯共育課長 撤去費用につきましては、今後、建物の中の備品処分であったりとか、あと、浄化槽の清掃であったりですかそういうものの費用ですとか、あと解体費につきましては、解体設計を行った上で、今後金額が出てくるものと思っております。

あすなる教室なんですけれども、この事業の廃止の検討に伴っての実際的ないろいろな影響があるところとは、調整を2年ほど前から行っておりまして、あすなる教室については

代替地を確保しまして、利用者さんには周知をしているところであります。

北設の方の利用があるかというのは、申し訳ありません、学校教育課に一度確認しないといけないんですけれども、よろしいでしょうか。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 あすなる教室は、代替としては最終的にはどこになったのかというのを教えていただけますか。記憶では、保健所の前の施設かなとは思いますが、そこら辺ちょっとあやふやなので教えてください。

○鈴木長良委員長 鈴木教育部長。

○鈴木隆司教育部長 移転の費用等も補正で出させていただいておりますが、靴流通センターの横の元の学習塾があるところの2階に移転すると。

先ほど、北設も、たしか自分の記憶ですと、1人か2人、北設からあすなるに通ってるかということを知っておりますが、逆に庭野から中心部へ出ますので、北設の方たちにとっては利用しやすくなるのかなと思っております。

以上です。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

これで最後にしますけど、先ほどやっぱり議題に上げてます桜淵の再整備計画の方針と合致しないと思うんですね。そこには、今回15ページにはその問題点の整理ということで、木かげプラザや青年の家、体育室、釜屋建民家、水神池等の既存施設についても効果的に補修や修景を行い、本計画地の主要施設としてさらに多くの人に活用してもらえるような魅力付けを行うことが大切であると方針として明記しているわけでありまして。こういった主要な施設として、桜淵公園再整備基本計画には方針が書かれております。

それと、この方針と、今回除却、廃止するというのが、180度違うというこの民主主義

の整合性を問いたいんですが、その認識を伺います。

○鈴木長良委員長 村田生涯共育課長。

○村田方恵生涯共育課長 資産管理課のほうで、令和2年2月に、この公共施設等総合管理計画に係る市民ワークショップを開催しております。そのときに、青年の家につきましては、市民の意見としては解体ということで意見をいただいております。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 ですから、令和2年2月のワークショップの結論が優位性を持つということなんでしょうか。

つまり、再整備計画について、ここもワークショップで市民の人が方針をつくってやったわけです。その後、3億円かけて、Aゾーン、Bゾーンは整備はしたが、Cゾーンは行われなかったというところでどうしてだろうということは先ほど述べましたけど、その後、その令和2年のワークショップによって廃止するというのが優位性を持ったところはどうだったのかというふうに、市民合意の整合性というのは取れないんじゃないかと思うんですが、そこら辺の認識を教えてください。

○鈴木長良委員長 鈴木教育部長。

○鈴木隆司教育部長 先ほど来、お答えさせていただいておりますが、その桜淵の計画を策定した時点、それから、公共施設個別施設計画等の策定した時点が違いますので、その時間の経過の中で青年の家については除却というような判断がされてまいりましたので、現行ではその方針に沿って事務を進めさせていただきたいと考えております。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 最後にします。

ここの団体を紹介させてもらうと、キッズダンスの方が630人、しんしろまちゃんプラス368人、新城市ほうらい吹奏楽団が3,427人、サッカー協会の方が880人、新城ジ

ュニアバスケットボールが887人という方々が、あとフットサルも900人近い895の方が利用されてたということですが、この方々がまた代替地を探しにさまようという形になって、本当に私自身はつらいと思うんですが、やはりこういった中心部、人口密度が新城の中でもあるこの新城エリアから除却されるというところが、私はやっぱりちょっと納得がいかないというか、もっと工夫だと何かできたんじゃないかなと思いますが、そこら辺のこの団体の皆さんに、やっぱりひと手間ふた手間かかると、今後かけていくような状況になると思いますが、そこら辺の認識を伺いたいと思います。

○鈴木長良委員長 村田生涯共育課長。

○村田方恵生涯共育課長 多くの団体の方からは、代替地について御相談をいただいております。こちらのほうから提案をさせていただいて、おおむね理解を得ているところです。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。丸山委員。

○丸山隆弘委員 今、浅尾委員がおっしゃられたことと同じ形になりますけれども、それぞれ団体の利用が書いてあります、その団体名も書いてあります。それぞれ、特に一番大きいのはこれ、新城市ほうらい吹奏楽団であります。

それぞれの団体が今調整されて相談も受けているとおっしゃられましたけれども、3月いっぱいまで廃止されるということになっておりますので、それまでに全て完了できるようにしなければならないと思うんですよ、跡地の確保ができるように。これはなぜかというと、やはり団体として定期的なずっとこの間、長年、使われてきた方々でありますので、今の状況、具体的に何か困ったところ、困った団体だとか、その辺は何かありますか。それも含めてちょっと、全体網羅してお願いしたいと思います。

○鈴木長良委員長 村田生涯共育課長。

○村田方恵生涯共育課長 御相談いただいている方たちにつきましては、代替地で御理解をいただいたので、今年度いっぱいということとは可能と考えております。

○鈴木長良委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 最後のところに行きますけれども、先ほどのテニスコートと同じような形になるんですけれども、こちらのほうはかなり情報発信が早かったと、私自身自覚しております、いろいろ各団体からも相談受けておりましたので。

ただ、そこで民意がしっかり反映されてきたかという、先ほどのテニスコートと同様、一步一步ちょっと遅れがちであったと思っておりますので、こういう問題は非常に利用者の方々に御迷惑になるし、あらかじめもっと早く早期に対応していかないといけないのかなと思います。

あとは、桜淵の全体の計画、浅尾委員もおっしゃっていましたが、やはりABCのゾーンがあると、それをうまくマッチさせた次なる考えをやはり提示していかないかということもありますので、早急にこれ対応していただきたいと思いますと思うんですが、それも確認しながらお聞きします。

○鈴木長良委員長 鈴木教育部長。

○鈴木隆司教育部長 先ほどと重複してしまっていますが、テニスコートの部分、青年の家の部分についてどのように活用していくか、桜淵の公園内でございますので、観光課とも十分調整しながら跡地については計画をしたいと思います。

以上です。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第204号議案 新城市青年の家の設置及び管理に関する条例の廃止について、反対の立場で討論に参加させていただきたいと思っております。

日本共産党の浅尾洋平です。

今現在、やっぱり団体が青年の家を利用しているということにもかかわらず、令和3年公共施設個別施設計画で青年の家の廃止を決定したということは、許されるものはないと思っています。何よりも、廃止の前に、市民のワークショップで決めました桜淵公園再整備基本計画の方針と異なっているということです。

市の廃止決定は、皆さんの大事な意見、合意形成をひっくり返すというものであり、私はそれはあってはならないのではないかと考えております。

また、お金がないと言いますが、3億円で実際Aゾーン、Bゾーン再整備しているわけですから、ですからその3億円使って、Cゾーンもやるべきではなかったかと思っております。こうした廃止ありきで進む市のまちづくりであると、どんどん魅力がなくなっていくということを考えて反対をさせていただきます。

また、再整備の中では、効果的に補修と書かれております。しかも、老朽化に耐えながら利用する団体は多く、年間延べ利用者数は7,971名で、あすなる教室の利用者は除いておりますので、あすなる教室の利用者を含めれば8千人以上になるのではないのでしょうか。また、各種の団体の方々は、キッズダンス、ほうらい吹奏楽団、サッカー協会、ジュニアバスケットボール、フットサルなど、本当に若い方々がここに集ってやっているということでもあります。

しかし、その方々が、除却になれば、文化会館、西部公民館などにわざわざ行かなくてはいけなくなるということになります。また、

子育て中の方からも、これは困るという声もあります。そうした中で、私はもう少し考えるべきではなかったかと思えます。

私の友達も、このことでLINEが来まして、紹介させていただきます。「息子が入団している千郷FCが、毎週木曜日、フットサルで体育館を使用しています」と。「千郷小学校のグラウンドでもできますが、雨天は体育館が必要です。市民が活用する施設がなくなるのはあかん」ということで、「青年の家、令和7年度までに更地になるのか」というところで疑問の声が届いております。

そういう意味でも、なぜ年間8千人、また、2万人から3万人利用者がいる状態で廃止をするというところで進めていけば、新城の文化・教育、スポーツ、予防医療に寄与する場所が1つなくなってしまうわけで、市内でも一番人口が多い新城地域の貴重な中心部の施設をなくすのはおかしいという市民の声があるのも当然であります。

以上、反対討論といたします。

○鈴木長良委員長 ほかに討論ありませんか。
柴田委員。

○柴田賢治郎委員 私柴田は、第204号議案に賛成の立場で討論を行いたいと思います。

まずもって、令和2年の市民ワークショップにおいては、市民意見としては解体という答えも出ておりました。また、公共施設個別施設計画においても、その方向性を示しております。その上で、今議題になっておる桜淵公園再整備基本計画との整合性においては、いろいろな質疑を経た中で開きがあることは確認させてもらいました。

しかしながら、答弁の中で、今からでも他部署と連携を取りながら、その意向を反映してくるということは確認させてもらった中で、50年使用した施設には廃止をもって、新しい施設につなげていきたいということで賛成いたしましたと思います。

実際、雨漏りもする、雨のしみも垂れてる

ような施設の中で、現在苦勞されながら利用されてるお客様がいる中では、何らか直す必要があると思えますし、その1つの第一歩として今回は廃止ということを理解したいと思います。

○鈴木長良委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第204号議案を採決します。

賛否両論ありますので、起立により採決します。

第204号議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木長良委員長 起立多数と認めます。

よって、第204号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第212号議案 財産の取得を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 第212号議案 財産の取得であります。

こちらのほうは4,169万円を出しての入札で、学校給食調理用の53種類、203点のものを買うよという入札結果だよということだと思うんですが、そちらの内容でいいですかということと、あとは、以前に自校方式で使っている各学校がボロボロで、調理器具を新しく、最近変えたと思うんですが、そういった調理器具の使えるもの、これらを利活用した上でのこの203点なのか、そこら辺を教えてくださいたいと思います。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 内容といたしましては、共同調理場の調理スペース内で使う移動検収台など53種類、203点ということでご

ざいます。

次に、使えるものはどうだというお話でございしますが、こちらの機器類につきましては、こちらで仕様書として条件としましたのが、基準品ということで、資料で出さしてもらいましたように寸法等を細かく規定をして、それを製作していただくという仕様となっております。したがって、調理場の中の調理機器類にマッチするような形の機器類を導入する予定でございますので、現在の学校給食自校方式で使っておる備品につきましては、調理場の中には持ち込む予定はございません。

ただし、新しいもの、古いもの混在してございますので、関係部署にも声をかけ連携をして再利用の希望を募って、配布できるように現在調整しているところです。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 ということ、カスタマイズとかそこに合わせたものが必要だということだと思います。

例えば、電子レンジとかというのも、各学校とか自校方式ですけどあると思うんですね、冷蔵庫だとか。そういったものというのは、やっぱり使えると思うわけです。今回の備品の中でも、調べてみますと、山口議員の質問もあったと思いますけど電子レンジとかというのもあったと思います。

そういった使えるものを使っての入札をかけたのならいいんですけど、そういう冷蔵庫だとか、あと既製品な電子レンジ、そういったものをまた新たに買うものが入ったら、それはもうお金もつたいないんじゃないかなと思います。端的に言ってこのSDGsの、持続可能なまちづくりから反することだと思いますが、そこら辺どうなんでしょう。

あと電子レンジ、既製品の冷蔵庫等は、学校給食センターの中で使えるものが入ってるんじゃないかと思うんですが、そのダブリ等は教えてください。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 今回の備品の中で、今、御指摘のあったものにつきましては、新たに購入をさせてもらっていく予定です。

ただ、先ほどの御説明とダブリますが移動の台車ですとか、そういったものにつきましては、調理場の中には持ってまいりませんが、新たに整備する受入室の中で、運ばれてきたパンを載せて受入室の中で移動させるなど、用途としては必要となってまいりますので、そういった形で共同調理場移行した後も使えるものは使うというところを意識しながらやっております。

以上です。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑はありませんか。

丸山委員。

○丸山隆弘委員 1点だけ確認します。

この間の山口議員の質疑、昨日ですか、行った中で、IHの炊飯ジャーのことですかね、これについて実際アレルギー食の関係のものだということ、ちょっと確認させてもらってたんですけども、実態どのぐらいご飯炊けるのかとかそういう質疑があったと思うんですが、部長さんそうでしたよね、たしか。

その辺ちょっと明確にならなかったものですから、教えていただきたいと思います。

また、特別なそういうジャーがあるのか、また普通のジャーとちょっと違うのか、その辺を確認したいと思います。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 炊飯ジャーにつきましては、容量としては一升炊き、1合から一升炊きのものとして、条件設定をして購入をするものとなっております。

以上です。

○鈴木長良委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 特別な扱いだとかそういうことはないわけですね。ごく普通の。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 はい。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。
山田委員。

○山田辰也委員 僕が聞いたかったのは、先ほども浅尾委員の中からもあったんですが、冷蔵庫とか使えるものはやはり残すべきだという考えはあるんです。

先日の一般質問の中でも、東陽小学校100人ですよ、あと5年で50人で、7年たつちにはもう30人切っていくんですよ。ですから、冷蔵庫、例えば、牛乳は受入れのところに冷蔵庫、一旦受入れてから、給食にまた配布するという事は、現地で聞いてきたんですが、100本分の牛乳の冷蔵庫とか、鳳来東なんか10本もあればいいもんですから、その辺も考慮したものか、それとも全てオーダー式のもので使うものは規格があって、新品でないと駄目だという認識なんでしょうか、伺います。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 今回、財産の取得として出ささせていただいておりますのは、共同処理場の中の調理スペースで使うものとなります。

今、委員おっしゃったものにつきましては、受入室のお話かと思いますが、受入室につきましては、既存のものを使えるものは使うという前提で今は調整を進めております。

以上です。

○鈴木長良委員長 山田委員。

○山田辰也委員 では、使えるものは使うということで。中の、先ほどの古いものが使えないということは、現在使っているものは使用不可ということで、処分ということになりますでしょうか。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 こちらの財産の取得につきましては、特に今使用してるものはございませんので、そのまま新しいものを整備いたします。

ただ、今、委員おっしゃったようにその受

入室のものにつきましては、昨年度、もう一昨年度ですか、現在の給食室の機器類を全て点検をして、そのときの状態で使える使えない、もうすぐ修理だという判断をしておりますので、それを踏まえまして、受入室の整備を進めているところです。

以上です。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。
〔発言する者なし〕

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第212号議案の財産取得について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

日本共産党の浅尾洋平です。

この議案は、質疑でもあったように、学校給食センター化に伴い、市給食センターの中に入れる調理器具類を購入するために、4,169万円規模の入札結果の承認を求めるといった内容だと思います。

現在、学校給食センター建設計画においては、市のずさんな運営のもと二転三転しており、また学校給食の提供がそろって提供できるかどうか困難な状況に陥っております。さきの一般質問では、千郷中学校では、給食を人力で2階以上まで毎日運ぶということになっておりますし、東陽小学校の生徒は鳳来中にバスでご飯を食べに行くという信じられない状況の計画、運営になっております。

私は、この議案の大前提となる安心・安全の学校給食を提供できる施設となっていないと判断しており、その状況を踏まえ、この計画は一旦中止するべきだと考えます。

さらに、衛生面でも人力で運んで、もしも転んでしまったりだとか、そういったことも含めて考えれば、子どもの口に入るものということで問題が残っておると考え、そもそも

の事業の中止、見直しを求めて、反対討論いたします。

○鈴木長良委員長 ほかに討論はありませんか。

中西委員。

○中西宏彰委員 私は、この第212号議案に賛成の立場で討論させていただきたいと思えます。

いろいろありますけど、共同調理場が今、来年9月の完成に向かっております。それに必要な食器とか含めて、そういった必要なものをそろえるということでありますので、そのことを踏まえまして競争入札でも適正な中で落とされて決まっていたものだと思いますので、そういったことを鑑みまして、この第212号議案に対しては必要なものとみなし、賛成の立場で討論させていただきました。

以上です。

○鈴木長良委員長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第212号議案を採決します。

賛否両論ありますので、起立により採決します。

第212号議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木長良委員長 起立多数と認めます。

よって、第212号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第213号議案 財産の取得を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田委員。

○山田辰也委員 先ほどの件にかぶってくるんですけど、当初3,500人の給食の中で、先日の本会議質疑があったんですが、ここでは3,225人になっていますが、この差という

のをもう一度説明していただけますでしょうか。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 今回の人数、購入の数の根拠といたしましては、令和6年度の児童生徒数を学校教育課に照会をかけた上で、直近での分かる範囲での数字を拾った数字となっております。

それに加えて、共同調理場で調理を行う従事者並びに職員、あとは予備枚数を含めまして小学校が2,106枚、中学校が1224枚、合計で3,330枚を計上してございます。

以上です。

○鈴木長良委員長 山田委員。

○山田辰也委員 先ほども、また同じようなことなんですけど、人口がどんどん減っていく中で、全て、特に先生なんかは、弁当とは言いませんけど、そこまでそろえていかずに、先ほど言ったように、前の古いものが使えるんだったらそれを使ったほうがいいかと、私、思うんですよ。

それで、教育方針のほうでも、複式になって統廃合も考えているということを行っているんですが、現在この3万2,025点、これは適正だという根拠なんですけど、人数が減っていくことも考えて、この人数、現在の状況でしか算出しておらなかったんでしょうか。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 食器は全て毎日洗って、次の日に備えていくことは当然のことだと思っております。

したがって、食器の洗浄につきましても本体の工事の中で食器の機械で洗浄するものを導入していきます。そういった中で、機械の形に合わせた食器の形を入れないと洗浄ができない状態となっております。機械で洗浄した食器をかごに入れまして、それを大きな運搬用のコンテナに入れまして、そこで熱風消毒を行うというのが一連の流れとなっております。

です。ふぞろいの形の食器を使うことは共同調理場の洗浄という視点で考えますと、ちょっと対応できないことで、先ほど申し上げた必要枚数を計上したものでございます。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。浅尾委員。

○浅尾洋平委員 私のほうも、お椀はじめスプーンだとか2万2千点に及ぶもので、7,777万円分の購入費用ということで、相当大的な額をまた税金で使うなどと思ってお聞きするんですが、先ほどと同じですけど、今使っているお箸だとかスプーンを利用できれば、こんなにたくさん要らないというか、利活用、資源を大事にということのできるんじゃないかなと思います。そういうことはせずに、今回全部新しいものを買ったということで理解していいでしょうか、伺います。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 今、委員御指摘のあった理解で大丈夫です。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 そうなりますと、お箸とか、こも丸スプーン波とか書いてあります。でも、そういうのは食洗機でも対応できると思うんですね。そういった考え方で算定をしなかったんでしょうか、伺います。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 先ほど説明をさせていただいております機械洗浄ということで、機械洗浄でまず対応していく食器類でございますが、ご飯、汁、深皿、パン皿、丼、食器は全て機械洗浄いたします。また、トレイや箸、スプーン、並びにそういったものを格納するかご、あとは、ご飯用の食缶類は全て機械で洗浄いたします。

したがいまして、機械で適合するものを選定しないと不具合が生じるものですから、機械に合わせた食器類を導入するというところでございます。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 これ最後にしますけど、機械でやるといかにということまで全て新品にしてということだと思いますけど、お箸とか、スプーンって、こんなに長いものとか短いものないと思うんです。大体同じお箸、子どもと僕も使うの同じ箸だし、そんな飛び抜けて、小学校を使う箸が長いとか、そういったものってないと思うんです。ですから、大体市販された大きさの箸、平均されていますから、これ洗えると思うわけですね。

ですから、そこを排除というか、そこは使えるものを使って、SDGsの時代ですから、安くあげるといことも、プラスアルファもつたいない精神で最後の最後まで大事に物を使うということで、まちづくりというのはあるんじゃないかなと思います。

ですから、今のお箸、スプーンでも十分洗えるんじゃないかなと思うんですが、SDGsの観点からも、機械で洗えるんじゃないかなと素人ながら思うんですが、そこら辺の認識、教えてください。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 機械の詳しい性能が、すいません、まだ手元に資料がなくて明確なお答えできませんが、機械に対応する食器類を用いて洗浄することが一番きれいに洗えるということが想定されますので、子どもたちに食器、什器類、そういったものを最もきれいな状態で次の日に備えて提供するという観点で、今回は機械で適合するものを導入させていただきたいと思っております。

以上です。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。カークランド委員。

○カークランド陽子委員 昨日のやつともし重複したらごめんなさい。

これ、多分入ってないと思うんですけども、当然39億2千万円の建設費の中には含まれてないということですね。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 今、委員おっしゃった数字の中には含めてやっております。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。中西委員。

○中西宏彰委員 先ほど浅尾委員からもありましたけども、今の既存、使ってる食器とか箸とかそういったものを、今回新しくして、当然時代とともに、食器類とか、衛生管理も含めて進化してると思いますので、それに合わせることは十分私は理解いたしますけども。

今、使ってるものに対して有効活用されるのか、次なる生かし方と言おうか、どういう方向性を考えておるのか、お考えがあれば教えてください。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 有効活用という点では、関係する部署の給食を提供するこども未来課にも声をかけまして、ただ、食器類も劣化が進んでいる状態がございますので、使えるものは引き取ってもらうという調整は、内部的には話をしております。

以上です。

○鈴木長良委員長 中西委員。

○中西宏彰委員 今のお話どおり、使えるものは本当に使っていただいたり、差し上げてでも活用していただけるんだったらそういうことも1つの貢献になろうかと思っておりますので、そういったこと踏まえてしっかりとした対応して、極力、廃棄が少なくなるような方向で考えていただければありがたいと思っておりますので、よろしく願います。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 今の中西委員の関連でお聞きしますが、今使っている箸とかスプーンとか食器類というのは、今、対応すると言ったけど、どういうふうに対応するんですか。それ、引き取るところって言ったんですけど、どこがあるんですか。学校はもうこれで、給食センターで新しいものを全てそろえて賄えるわけですけど、今使ってるものは大量に残

ると、今の議論で思うんですが、どこが結局引き取ってくれるんですか、伺います。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 こども園で使えるものは、見に来てもらって持って行っていただくような想定をしております。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 こども園の数と小中学校の数、アンバランスですよ、めっちゃくちゃ多いと思うんです、今の小中学校のほうが。大量にきつと余ると思うんですが、それも未来永劫ずっと持ち続けてやる管理ということなんでしょうか。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 今、委員おっしゃったように、量的にはバランスが取れませんので、引き取ってもらった残りのものにつきましては処分をしていく方針でございます。

以上です。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。
〔発言する者なし〕

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 今、議題になっております第213号議案 財産の取得について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

日本共産党の浅尾洋平です。

これは、食器類を新しくするためにということで7,777万円の承認、入札結果で求める内容であります。

今、議会でもありましたですけど結局大量に今使っている箸やお椀等はこども園、箸の大きさはちょっと違うたりとかしますけど、大量に廃棄が出ると、処分になると思っております。やはり、そういったものは、使えるものは使えば、こういった予算が軽減できるかと思いましたが、全部新しくするというこ

とでSDGsのまちづくりに反していると思っております。

今、給食センターの計画は二転三転し、大前提となる給食の提供ができない状況を踏まえ、一旦中止をするべきだと思っております。市民からも、やっぱり大阪万博のように建設費も増えていくのではないかという心配の声も上がっております。

何よりも生徒児童、給食が安心・安全・安定という原則から反するような状況に今なっているということで、用具の購入は認められないと考え、今、本事業の中止、見直し求めて反対といたします。

○鈴木長良委員長 ほかに討論ありませんか。

中西委員。

○中西宏彰委員 私は、第213号議案に賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどと一緒に、今回は共同調理場を新しくして、また新しい施設の中で、それに見合った、時代に合ったものに即して、学校給食の提供に必要な食器類の用具をそろえるということですので、それをしっかりそろえていただいて、高価でありますけど、今後大切に使っていただくことで食の安全・安心にもつながりながらおいしく食べていただけることも、やはりこれは1つの節目のときだと思いますので、そのようなことで必要なものと認め、賛成の立場の討論とさせていただきます。

以上です。

○鈴木長良委員長 ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第213号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

第213号議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木長良委員長 起立多数と認めます。

よって、第213号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第218号議案 新城市作手高齢者生活福祉センター虹の郷の指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

丸山委員。

○丸山隆弘委員 出していただいたものでありますけれども、令和5年3月末の状況で、指定管理者に対するこの費用がうたっております。1,800万円がこの虹の郷指定管理ということ。それから、虹の郷の運営業務として2,915万円であります。

本年度の予算を見ますと、かなり膨らんで、当然膨らんでくると思います。いろいろコロナによって事業が縮小した傾向があるのかなとも、勝手ながら、考えるんですけれども、この辺りのこの影響というんですか、今年度に入ってからどんな運営も含めて指定管理を定めるに当たっての社会福祉協議会の事業展開、こんなところをちょっとお聞きしたいんですけれども、お願いします。

○鈴木長良委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤知代高齢者支援課長 先ほど、丸山委員から御質疑ありました件ですが、事業の膨らみと申しますか事業費の膨らみとしましては、大きいものとしましては、電気料、水光熱費等の増大が高額になっていることが一番影響があるのかなと思っております。

それに加えまして、利用者の利用が減っているということに関しまして、そこに補填する金額が増えていると考えております。

以上です。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 虹の郷の指定管理者の社会福祉協議会さんがやるという内容だと思うんですが、ちょっと私心配してるのが、今、全国的にケア労働者のスタッフ不足があって、

そこは大丈夫なのかと、現状分かったら教えてほしいんですが。

全国のニュースとかも見ても、この社会福祉協議会がやってるメニューの介護支援もスタッフ不足でやれなくなっているということが軒並み出るとニュースで見たものですから、これは新城でも同じ問題あるんじゃないかなと思うんですが、そこら辺、こういった指定を行うに当たりそういったことも考慮に入れるというか、現状も含めて理解した上で状況なのか、現場の状況の声等分かったら教えてください。

○鈴木長良委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤知代高齢者支援課長 今回の指定に当たります、本来であれば、今までは社会福祉協議会が受けてくださっていたんですけども、広く民間の別のところにもということで門戸を広げまして、自由な応募をということで、社会福祉協議会だけに頼らず、ほかのところにも募集の機会を増やして応募をさせていただくように考えたところですが、結果、蓋を開けましたら社会福祉協議会の1者であったこともありまして、やっぱり社会福祉協議会が地元に着しているということですか、地域の福祉の中核をやっぱり担っていたお大事な団体ということで、どうしても期待するところが大きいのかなと思っております。

人材不足ですとか、いろんなお話を聞いているところもありますが、その辺も踏まえて、指定管理をお願いする中で、費用面ですとかそういったところ協議しながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○鈴木長良委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 先ほどの続きでもう1点ちょっと確認したいんですけども、作手高齢者生活福祉センター虹の郷指定管理のお金は、早々若干増えておるわけですけども、実際運営する業務は、先ほど、後藤課長言われる

には事業の縮小もあると。また、電気料、維持管理がちょっと増えたというところでありますけれども、大体本年度単純に比較しますと1千万円増えてるんですね、この事業費と比べると。令和4年度と比べますと令和5年度は1千万円ぐらい増えていると。

丸々それが、運営の光熱水費で行っちゃうということはちょっと考えにくかったんですけども、事業の縮小が一方であるということも、先ほどおっしゃったような気がしたんですけども、メニューが何か変わってきてるんですか。特に、来年度の展開で切り替えてお聞きしますけれども。

○鈴木長良委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤知代高齢者支援課長 すいません。私の説明が不足していたかと思いますが、事業の縮小ではなくて利用者人数が減ることによりまして、ただ、運営するとかその事業をやるには同じだけのお金がかかりますので、それに対する補填ということで先ほどお答えしたかったんですけど、説明が不足いたしましたので申し訳ありません。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第218号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第219号議案 新城地域文化広場の指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 文化広場、文化会館の管理者の指定だということなんです、競争というか決まった経緯とかほかの会社もあったのか経緯を教えてくださいのと、あと課題、何か運営していく中での課題等あったら教えてほしいというものと、あと、運営が大企業だけではなくてやっぱり地域密着の経営の団体もあったらいいなと思うんですが、そこら辺の動きだとか、こういった管理者の難しさも含めてですが、あるのかどうか伺います。

○鈴木長良委員長 村田生涯共育課長。

○村田方恵生涯共育課長 今回の指定管理者の選定につきましては、地方自治法によりまして、競争入札ではなく、管理を代行させるものを選定するという方法で行っておりますので、教育委員会のほうから市長に、選定審議委員会のほうに諮問いたしまして、第1次審査、第2次審査を経て、優先候補者を決定し、答申をいただきました。その上で、教育委員会としまして、総合的に判断しまして、今回の事業者を選定したものです。

応募者につきましては、1者ということになりました。質問の時点では、何者かからいただいておりますが、応募は1件ということでありました。

あと、課題といたしましては、申し訳ありません、運営の課題ということでよろしいですか。

施設の安全管理はもちろんなんですけれども、この地域文化広場は中央公民館という位置づけも行っておりますので、文化振興ですとか、市民の福祉増進であったりですとか、そのようなところで、イベントだけではない取組のところを重視して今回は選定をいたしております。

地域の事業者がということですが、こちらは、応募要項に基づいて応募いただければ、

審査の上でというところでございます。

以上です。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。
山田委員。

○山田辰也委員 この指定管理なんです、先日の山口議員の質疑の中にもあったんですけど、今、優先候補者の中から総合的に判断したということは、点数で決めたと思うんですね。

だけど、豊川とか豊橋にその会社があって、一般競争入札でなぜできなかったかと思うんですよ、金額も大きいですし。前回、東京のほうの会社が入ってきたり、豊川にもあるし、豊橋にもあるんですけど、指定管理の総合的な判断というのはどういう判断だったんでしょうか、伺います。

○鈴木長良委員長 村田生涯共育課長。

○村田方恵生涯共育課長 この指定管理者制度といいますのは、先ほども申しましたように、地方自治法の第244条の2に基づくものでありまして、行政上の行為となりますので、競争入札ではありません。

○鈴木長良委員長 山田委員。

○山田辰也委員 では、どんなような行政上の行為なんですか、管理とかのはずなんですけど。

○鈴木長良委員長 村田生涯共育課長。

○村田方恵生涯共育課長 これは、指定管理者のほうに管理を代行させるということですので、料金の徴収ができたりですとか、そこで委託とは違うものです。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。
〔発言する者なし〕

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。
質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。
討論を終了します。

これより第219号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第221号議案 新城市手数料条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第221号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

~~~~~

請願、陳情の審査のため暫時休憩といたします。

休 憩 午後 3 時36分

再 開 午後 3 時44分

○鈴木長良委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~

陳情者、愛知県保険医協会ほか1名から提出をされました、「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

本日は、参考人として愛知県保険医協会事務局、服部温さんの出席を得ております。

この際、委員長として私から一言御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず当厚生文教委員会の陳情審査にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表いたしまして心から御礼申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べいただきませうようお願いを申し上げます。

それでは、早速でございますが、議事の順序について申し上げます。

初めに、参考人から陳情に関する御説明や御意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いいたします。

それでは、服部温さん、よろしく願いいたします。

○服部温参考人 よろしく申し上げます。

本日は意見陳述の機会を設けていただきありがとうございます。私、今、御紹介いただきました地域医療を担う開業医の団体で、事務局しております愛知県保険医協会の服部と申します。

今回、医療現場の実態を交えて意見をまず述べさせていただきたいと思います。

今般、政府が、現行の健康保険証を2024年秋に廃止するという事でマイナンバーカードと健康保険証を一体化する方針ということを打ち出しております。しかし、このマイナンバーカードと保険証の一体化、これマイナ保険証と呼んでおりますけれども、このマイナ保険証を現在使われた際に、別人の情報がひもづけられるとか、あと医療機関の窓口で負担割合が間違っ表示されるといったトラブルが相次いでおります。

私ども愛知県保険医協会が、今年の夏に実施しました医療機関の窓口トラブル事例アンケートを少し御紹介させていただきたいと思っております。

高齢者の方で、オンライン資格確認の画面と健康保険証に印刷された負担割合が一致しないという事例が17%の医療機関で発生しております。こうした場合、現在は健康保険証で資格確認をするというふうで対応しておりますけれども、来年秋以降、この保険証が廃止されるということになりますと、こうした場合の窓口でのトラブルというものが大幅に増えるということが予想されるかなと思います。

受付業務では、このカードリーダーの操作そのものの補助であるとか、患者さんへの説明といったものの負担が、現在でも発生しているということです。

今現在、マイナ保険証の利用率わずか4%台というような、報道で、先生方も御存じかと思えますけれども、この数字、今年の夏以降ずっと下がってきているということです。マイナ保険証を使うこと自体への国民の不安という大きさの表れではないかなと考えております。

さらに、マイナ保険証を巡っては、各市町村で事業運営されてます子ども医療費助成ですとか、あるいは後期高齢者の医療受給者証をお持ちの方、仮にマイナンバーカードで外来手続をされても、受給者証は別だということで提示が必要になると。これでは、医療機関の受付業務の簡素化ともなかなかならないだろうと。

また、現行の保険証は申請をしなくても各医療保険者から新しい保険証が届いてくると、申請によらないで被保険者の手元に届くということになるんですけれども、マイナ保険証は自分で更新申請をしていかないと期限切れで使えなくなってしまうということです。手続の仕方が分からない方ですとか、煩わしいといった方が、更新手続を行わないとなっていけば、いわゆる無保険状態といった方が急増していくと。これが国民皆保険制度そのものを崩壊させる、国民の医療を受ける権利、

受領権の侵害になるという点でも重大な問題があると考えています。

ここまで述べた問題については、いずれも、この現行の健康保険証を存続させれば、マイナ保険証とは、選択制にすれば解決できる問題ではないかなと思います。

ぜひ、新城市議会として、国に対して現行保険証の存続の意見書を上げていただきますように、お願いいたします。ありがとうございました。

○鈴木長良委員長 ありがとうございました。

以上で、参考人からの説明・意見が終わりました。

次に、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のために申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てから御発言ください。また、委員に対しては質疑をすることができませんので御了承願います。

それでは、質疑はありませんか。

山田委員。

○山田辰也委員 私も、当初の計画のマイナンバーカードが使えるというのはちょっと喜んでたんですが、実際行ってみたら、その登録する機械がないところとか、やっぱりありました。それと、「登録しないと使えない」とその場所で説明を受けたもんですから、こんな煩わしいものを本当に政府がちゃんとやってるんだろうかという間に、テレビ等で間違いがすごくたくさん出てきたというのを目の当たりにしまして、これずっと疑問点に思っていたところだったんですね。

ですから、やっぱり今で行けるものは存続を求めたほうがいいと、私は思っていたんですが、この、皆さんからの、アンケートまでは取ってないんですけど、そういう意見は、現場ではやはり多数あったんでしょうか、伺います。

○鈴木長良委員長 服部参考人。

○服部温参考人 そうですね、現行保険証のこの医療機関の先生方から、どの程度という

ふうで存続の御希望がというのは、全数調査をしたわけではないのでなかなかちょっと確たることは申し上げられないんですけども、ただ、今般、トラブルが続いているという中で、なぜ保険証を廃止しなければいけないのかというのは、その点については多くの先生方の御意見ではないかなと考えております。

当初、政府の説明としまして、健康保険証とマイナンバーカードを結びつけるといったことまでは、マイナンバーカードの制度設計に当たっては、当初なかった計画だったと思うんですね。それが、途中で健康保険証も結びつけよう、あるいは運転免許証もどうだというようなお話が後から次々出てきて、結びつけるものがどんどんたくさんになってくると。本当にこれできるのかなと思っていましたら、トラブルが実際発生するという中で、さらに来年の秋までに健康保険証は廃止するという期限を区切ったような計画というものが示されましたので、それでは当初マイナンバーカードは任意で、利用したい方が利用すればいいという当初の計画からも相当変わってくるということもございます。

ですので、その点も踏まえて、今回の陳情をお汲みいただければと考えております。

○鈴木長良委員長 山田委員。

○山田辰也委員 では、趣旨に従いまして、現行で全く、今の状態で、問題点というのが見つからないと思うんですけど、問題点とするなら政府の考えじゃないかと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○鈴木長良委員長 服部参考人。

○服部温参考人 おっしゃるとおりだと思いますね。先ほども述べさせていただきましたけれども、なぜ来年の秋に期限を区切って健康保険証を廃止しなければいけないのか。この1点に尽きると考えております。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 私も、本当に服部さんの言うとおりでなと思っております。このマイナ

ンバーカード、本当に来年の秋までに、もう期限を区切ってということで強制的な状況があるということで、もうこれ本当に現場は本当混乱するんじゃないかなとちょっと認識をしまして、先ほど御説明でもあったんですが、もう一度その影響があるだろうという機関、クリニックの先生とか、あとは歯科医院の窓口だということだと思いますが、もしも、ほかでもこういったところに影響があるんじゃないかというのがあれば教えていただきたいと思うのと、また、やっぱり現場では具体的にというか、再度こういったところが煩雑になって困るんだよというところがあったら、また教えていただきたいと思います。

○鈴木長良委員長 服部参考人。

○服部温参考人 そうですね、先ほど申し上げました窓口でのトラブルというものは、まず、今現在も医療機関で、実際に私も医療機関を訪問させていただいた際に、顔認証ができなくてお困りの高齢の方が、「健康保険証、今日は持ってきてなくて」とおっしゃられて、窓口でやり取りされてるとかというのも目にしましたし、あと、他人の情報がひもづけられていたということは、本当に重大な問題だと思うんですね。

他人のお薬の情報であるとかそういったものを参考にして、もし別の方の治療をしてしまうというような事態になってしまうと、それ自体が医療事故ということにもなりかねませんので、今現在は医療現場のところで、「あれ、一致しないね」というのに気づいて防げているということですけども、それが今利用率、4%台でそういった状況なんだということですので、来年秋廃止して以降どれだけの人がマイナ保険証を使われるかというのは未知数ではありますが、確実に利用が増えていったところで、果たして本当に1人もそうしたシステムが原因による医療事故というものが発生しないかどうかというのは、いまもって本当に不安にしか感じており

ません。

それとすみません、あともう1つ、御質疑あったと思うんですが、すいません。ど忘れしてしまって。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 多分、対象となるのが、自分としてはですけど、クリニックとか町のお医者さんのところとか、あと歯医者さんとかというところになるかなと思うんですが、それでいいのかどうか。もしも、ほかにもこういった現場が困るんじゃないかというところがあるんだったら教えていただければと思います。

○鈴木長良委員長 服部参考人。

○服部温参考人 そうですね、医療機関以外でということになりますと、いわゆる介護施設など高齢者の方が入所、入居しておられる様々な施設ございますね、老健ですとか、特養とかですね。様々そういった施設では、健康保険証を、利用者さんの分を一旦預かるような形で、万一、利用者さんが急変した際には、そちらを施設の職員の方がお持ちになって医療機関にかかられるとか、必要な治療に結びつけてくということになるんですけども、これをマイナ保険証にということになりますと、マイナンバーカードをそうした施設の方が、第三者の方ですよ、そうした方が預かるという非常にこれ現場の方は大変な御苦労になってしまうところだと思うんですね。

やはり、そうした第三者がマイナンバーカード、マイナ保険証を管理するという事自体も、そもそも制度設計上想定されていなかったのではないかなと思うんですね。ただ、現場の実態としては、やはり健康保険証、日常から預かっていないと、御家族さんが、例えば利用者さんが急変したときにすぐ近くにいらっしゃるわけではないので、入所されているような方ですと。そうしたところで、そうした施設の方も非常に御負担が重くなるん

ではないかなと考えられます。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 なるほど、分かりました。

ありがとうございます。

やっぱり、本当マイナンバーカードは個人で管理するというのが基本でしたもんね。それを、第三者がこういう形で、入所するとはいえ管理せざるを得ないというのは、本当に初めの制度設計上、想定してなかったんじゃないかなと、本当に政府がちゃんと考えてなかったんじゃないかなとちょっと思っています。

あと1点だけ、またお聞きするんですけど、本当にこれ12月13日のニュースでもあるんですが、マイナンバーひもづけ誤登録問題というので、違う人の住所だとか、名前が入っていたりだとか、そういったことが今出ているということで、岩手県の話ですけど、障害者手帳に他人のマイナンバーがひもづけられているミスが7件あったとか、あとは申請の家族とマイナンバーを間違えて担当者が登録したのが3件あったりだとか、あとは行政手続のオンラインの窓口で連携する際に発生したシステムエラーで4件あったとか、その原因はまだ不明だということで、マイナンバーに関するトラブルというのが本当に多いんじゃないかなと思っていて、また、そのマイナンバーをなりすましができちゃうというニュースがあって、それは本人の写真の仮面をかぶって顔認証でやったら合格しちゃうというところがあって、本当に本人確認というのは擦り抜かれる、すごく危ないマイナンバーの保険になってしまうんじゃないかなと思って、私も危惧はするんですが。

やっぱり、そういったところが、服部さん言うように危惧をされているという状況なのかということ、いま一度確認をしたいところと、あとは対応としては、現行の現物の保険証も併用してやっていただければ、事は問題なく、確認もスムーズにできるとい

う解決策ということで要望の意味づけということでよろしかったか、そこをお聞かせください。

○鈴木長良委員長 服部参考人。

○服部温参考人 そうですね。今、議員もおっしゃられていましたけれども、せんだって12月12日のマイナンバー情報の総点検について、私も政府が発表した資料を見ておりましたけれども、河野大臣は、全体ではひもづけ誤りは0.01%だったんだと、非常に少ないというようなことをおっしゃられていましたけれども、そのひもづけ誤りによって不利益を被る方にとっては、0.01%ではないんですね。その点をはっきりさせておきたいなと思います。

そうした誤りが、まだシステム始まった当初だから仕方ないんだという言われ方もたしかしていたと思うんですね、リスクとベネフィットだとか、ゼロリスクにはならないんだというようなことも河野大臣おっしゃってましたけれど、それであれば、じゃあ現行の健康保険証を残して、まずは任意で、徐々にマイナ保険証のシステムがよりこなれていくとか、そういったような状況になっていく中で自然とマイナ保険証の利用者さんが増えていくということであれば、それはそれで1つ政策としてはあり得るのかなと思います。

それで、翻って考えると、やはり来年の秋の健康保険証の廃止というのはやめていただきたいというのが我々の意見です。

それとですね、すいません、後段の質疑がすぐ抜けてしまって申し訳ない。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 現場が煩雑になって混乱するという認識を聞いたわけですけど、やっぱり、なりすまし、先ほど言ったニュースでこういった顔写真のお面かぶったら、認識オーケーと通っちゃったとか、あとそういうふうなお年寄りが更新ができないとか、やっぱりそういった不具合というか、困ることが本当

に今後、秋までに廃止ということを強行されると、またさらにやっぱりそういったトラブルが増えてくという認識でいいかということ、また聞かせてもらいたいと思います。

○鈴木長良委員長 服部参考人。

○服部温参考人 度々申し訳ございません。

そうですね、その点もおっしゃるとおりだと思いますね。先ほど仮面をかぶってみたら顔認証が通ったというのは、実は私ども保険医協会の長崎で開院しておられる先生が自院のほうで、試してみたといったらいけないんですけども、その可能性があるんじゃないかと思ってやってみたら本当にできてしまったという事例なんですね。

仮面をかぶって受診される方は恐らくいらっしゃると思いますので、それはそれということなんですけれども、ただ顔認証だけで使えるマイナンバーカードというのも、政府、今、検討しておられますので、果たしてどの程度のものなのかというのは、その点も我々危惧しているところです。

以上です。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。
カーランド委員。

○カーランド陽子委員 先ほどもおっしゃられてくださったこと、再度確認させていただきたいんですけども、とりあえずこのマイナンバーカードを完全に否定するというものではなく、徐々に国民がマイナンバーカードと一緒にやっちゃったほうがいいじゃんという利用者が増えてきて、自然にそちらに移行していくというのはもちろんありですけども、今の時点でこういったトラブルを解決することなく、強行してほしくないということではなかったでしょうか。

○鈴木長良委員長 服部参考人。

○服部温参考人 そうですね、私ども保険医協会の立場としては、1つは医療のデジタル化そのものは否定するものではないと思ってるんですね。医療の質を高める、あるいはこ

れからの医療資源、人口も含めてですけれども
厳しい情勢が訪れるというような予測もあり
ますので、その中においては、やはり効率化
というものも必要でしょうし、そのためには
デジタル化というのは1つのツールとして十
分あり得ると思います。

それで、マイナンバーカードについても、
まだこの制度もできて、どうでしょう、5年
少しぐらいですかね、制度そのものでいうと。
システムとして、このマイナ保険証というの
が始まってまだ数年という段階で、本当に利
用者さんが4%台という中で、なぜ来年秋に
健康保険証を廃止するんだというところなん
です。

ですので、この点は本当に、今はまだ方針
を撤回しますと言っておっしゃっていただけれ
ば、延期をしますよと。しばらくは任意で選
択して、両方、いずれか使っていただけるよ
うにしておきますよとおっしゃっていただけれ
ば、まだ混乱は少なく収まるのではないかな
ど考えております。

そのためにも、ぜひ国に対して意見書を、
新城市議会さんとして提出いただきたいなど
というのが私からのお願いです。

以上です。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑は終了しまし
た。

本日は、誠にありがとうございました。

○鈴木長良委員長 しばらくの間、休憩しま
す。

休 憩 午後4時08分

再 開 午後4時16分

○鈴木長良委員長 それでは、休憩前に引き
続き、委員会を開きます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは今、議題になっ
ております、現行の健康保険証の存続を求め
る意見書の提出を求める陳情書について、私
は採択の立場で討論をさせていただきたいと
思います。

参考人のお話もあったように、やはりマイ
ナ保険証の普及率はまだ4%という中で、
2024年の秋には保険証廃止に向けて政府は進
めているということで、今カードリーダー不
足だとか、あとは顔認証も含めてのトラブル、
また別人の情報がひもづけされ登録をされ
ている事例など起きている中での、そういった
移行、強行的な移行というのは、現場が混乱
するということは、非常に理解できること
であります。

その中で、陳情事項として、国に現行の医
療保険証の存続を求め意見書を提出してく
ださいというところは理解できるものとして、
私は採択ということで討論に参加させていた
だきたいと思います。以上です。

○鈴木長良委員長 ほかに、討論はありません
か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

本陳情を採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 異議なしと認めます。

よって、本陳情は採択することに決定しま
した。

それでは、暫時休憩します。

休 憩 午後4時18分

再 開 午後4時21分

○鈴木長良委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~  
請願者、新城市作手地区区長会から提出されました（仮称）新城・設楽風力発電事業に関する住民意見と事業者への請願書を議題とします。

本日は、参考人として、齋藤紀美さん、補助人として、宮脇佐知子さん、松谷泰樹さんの出席を得ております。

また、説明のための紹介議員としてカークランド陽子議員、齋藤竜也議員、佐宗龍俊議員の出席も得ておりますので併せて御報告します。

それでは、この際、委員長から一言御挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中にもかかわらず厚生文教委員会の請願審査のためお越しいただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表いたしまして心から御礼を申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べいただきますことをお願いを申し上げておきます。

早速でございますが、議事の順序について申し上げます。

初めに、参考人からの請願に関しまして御説明や御意見を述べていただき、その後に、委員からの質疑にお答えいただくようお願いを申し上げます。

それでは、齋藤紀美さん、よろしく願いいたします。

○齋藤紀美参考人 今日はよろしく願いいたします。

請願、こちらの請願書の内容については、既に皆様のお手元にあるとおりにんですが、請願の項目としては、項目1として、事業者はこれまで開催された説明会において、「地元住民の合意が得られないまま、事業者の判断で建設を強行することはない」と再三説明

されてきた。地元住民の合意とは、地権者のみではなく地権者以外の地域全体の住民を含む合意であることを、新城市も共通認識と捉え、地域全体の住民の意向に反して、建設に着手することのないよう、新城市から事業者に要請すること、これが1つ目です。

もう1つ、2つ目が、作手20地区の区長より、（仮称）新城・設楽風力発電事業について住民の建設反対意見を各地区区長の連名により表明する。これら各区長の連名書を、新城市長より事業者へ提出することということで、住民の人たちが反対の意見がありますよということ了新城市にも事業者にもお伝えしたいということで、2つ目の項目を請願させていただきました。

以上です。

○鈴木長良委員長 ありがとうございます。

以上で参考人からの説明・意見が終わりました。

次に、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のために申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てから発言してください。また、委員に対して発言することはできませんので御了承願います。

それでは、質疑はありませんか。

山田委員。

○山田辰也委員 今日はありがとうございます。

ある程度理解しているところもあるんですが、この厚生文教委員会以外の議員の方にも理解してもらえるように、重なる点がありますが1つずつ伺いたいと思います。

この要旨の中には、（仮称）新城・設楽風力発電事業への反対の意見を表明するとあるもんですから、はっきり言って反対、つくってほしくない。だけど、今、調査ぐらいはいいんじゃないかというところで始めてるところだもんですから、作手の反対表明とこういうふうには私捉えているんですが、ちなみに賛成している人というのはいませんか

か。

○鈴木長良委員長 齋藤参考人。

○齋藤紀美参考人 作手で賛成してる人はおりますかという質疑なんですけど、前回、ついせんだって、請願書提出直後に3社の新聞記者さんがいらっしやって、その記者会見において紹介議員の作手のお2人が、「作手で賛成の人はいないと思います。聞いたこともないです」と代弁してくださいました。私たちもそのように考えております。

○鈴木長良委員長 山田委員。

○山田辰也委員 大体こういう事業というのは、反対・賛成の中で、地域住民の合意ということを出すんです。で、地域とか、住民とか、どこを表しているかというのはそういう表現をするものですから、地域住民の合意というのは、地権者以外の地域全体を含む合意なのでしょうか。

その辺の感じはどのように、地域住民は作手の方だけなのか、今回出されてない、先ほどでは賛成してる人はいない、全員反対だということですから、合意としては、私、成り立ってないと思うんですけど、よく地域、地域って行政も市長も言うんですけど、どういう捉え方でおるか、伺います。

○鈴木長良委員長 齋藤参考人。

○齋藤紀美参考人 私たちが地域住民として捉えているのは、地権者だけではなくて、当然住民には、地権者の数のほうが圧倒的に少ないんですね。地権者だけの意見でたくさん地権者の人たちが、その土地を貸してくれるということで、用地が確保できたので一部の、一部になるんですけど、一部の人の合意が得られたので建設するということでは、地権者以外の圧倒的多数の人たちの意見が全くそこに反映されないということになってしまって、それでは住民の人たちは困ると。

なので、私たちが項目1で主張したとおり、地域の住民というのはどこまでの範囲かというところは、私たちとしては少なくとも旧作

手村の地域の人たちは最低でも地域住民として考えていただきたいということはあるんですが、その中の地権者だけじゃなくて、それ以外の人たちの意見も、その地域住民の合意という部分に組み入れて全体で反対、反対というか全体で合意なのかどうかというところで受け止めてほしいというところです。

○鈴木長良委員長 山田委員。

○山田辰也委員 実は、御存じかと思いますが、設楽原の馬防柵の前に、太陽光パネルをつくるということで、非常に皆さん心配して、設楽原を守る会からの要望書が出た途端に市長が東京まで行くような、そういう姿勢がありました。

それで、その後の説明会があったんですが、市長が見えてなくて、市民協働部長が言っていました、「行政上の手続は問題がないから」というのを聞いて、すごく行政とか全然無力感を感じたんですね。それで、市長もやめてしまったというのは、やはりそのときもそうだったんですけど、市長が独断でやろうと思ったことに対しての裏づけがなかったものから、こういう議会側に出していただければ、これが市長の背中を押すことになるのではないかと、私、そういうふうになんか期待を持っております。

そこで、作手に行ったときの市長もそういうふうな方向にあるかと思うんですけど、同じように地域の作手の方がほとんど、28行政区のうち20行政区の方がそういうふうになっているのを、市長も受け取ってもらいたいということで、今回この議会に出したと思うんですけど。

説明側はあまりいい説明がなかったということをお聞きしていますが、当時の説明の中には、先ほどの地域の反対があったらやめるというようなことも聞かなかったと思うんですけど、その説明会の際の捉え方はどうだったんでしょうか、中部電力のときの当時のことですが、感じだけでいいんですけ

ど。

○鈴木長良委員長 齋藤参考人。

○齋藤紀美参考人 中部電力は、作手で、まず菅守4区を対象に、7月に説明会を開催されて、10月に作手全体で説明会を開催されたんですけども、いずれのときも、「地域住民の皆さんの合意が得られないまま強引に建設に着手することはありません」ということは毎回おっしゃっています。

それで、ただ、10月の全体説明会のときに、そこに出席した住民の方々の複数の人から、「住民の合意というのは、地権者だけのこと言ってんじゃないか」ということをおっしゃる方が何人かいらっしゃったんですね。私たちは、質問されてる方は当然地権者ではないんですけど、地権者だけを対象に住民というような捉え方をされて、その人たちだけが合意してくれればいいのかということになっちゃうと、じゃあ私たちの意見というのはどこで拾い上げてくれるんだということで、そのことにすごい不安を抱くし、どうやって私たちのその反対するという意見を伝えていくべきがなくなっちゃうじゃないかと。

そういうことで、中部電力に、「地域の住民って一体誰を指しているのか」という質問をされた。だけれども、それについて明確な答えはなかった。それで、「だったら、地域の住民とはどの範囲までの人をそちらは想定しておっしゃるんですか」と言っただけですけども、その質問に対しても、被害がどの範囲まで及ぶか今のところ分からないので、どこまでが地域住民として自分たちがその射程圏内というか、範囲として考えるのかということは、この段階では申し上げられませんというお答えでした。

それならば、じゃあ地域の皆さんの同意が得られないままということであるなら、「地域の皆さんの、例えば何%の人たちが反対したら、この建設事業は中止ということになるのか」という質問もされたんですけど、やは

り、それについても何%ですということはお答えはなくて、「とにかく今、まだ調査の段階なので、調査をしてみないと建設をするかしないかも分からないような段階で、そういった具体的な何%がということは申し上げられません」という、そういう回答でした。

○鈴木長良委員長 山田委員。

○山田辰也委員 なるほど。そういうことは、地域の人というのはどの地域ということも限定されずに、説明会で、大半というところ、市議会もそうですけど、1票でも勝てば多数決なんですよ。だけど、多くの方がとって、そのことについての説明もなかったと、そういうふうに今の説明を聞いて思いました。

それで、市長も言ってるんですけど、業者も、地域の人の理解なくしては進めないとは言っていましたけど、進めないとは言っていますが、地域の人の理解が得られなければ中止にするとは一切一度も言ってないように感じますけど、進めないというのと、中止にするというのは、やはりこれ似たような言い方なんですけど、納得できないから議会からぜひとも出してほしいという、そういう趣旨だと思っんですけど。

説明のときに、どのような調査をすればこの事業が中止になるかという説明は、説明会するときにはなかったというわけですね。事業を中止にする理由についての説明は、当時は進める説明はあっても、やめる説明はなかったというわけですかね、そこを伺います。

○鈴木長良委員長 齋藤参考人。

○齋藤紀美参考人 やめる、きちっとした説明ではないんですけど、話のやり取りの中で、例えばこの計画の想定区域が風が全く吹かないんですとか、そういうようなことがあれば当然建設するというわけにはいきませんというような話は、私は伺った記憶があります。

ですけど、具体的にこうであったらどう、こうであったらどうっていうような中止、こ

ういう場合は必ず中止になるとか、そういうきちっとした説明というのは、なかったと思います。

○鈴木長良委員長 山田委員。

○山田辰也委員 私も親戚がちょうどいて、今回のことを言っていて、意外に皆さん知らなくて、「そんなんあるの」って聞いたんですけど、その中で少し話をして、28のうち20の区長も反対してるんですよ。そのうちの今回20の区長の名前が出たもんですから、当然僕はほとんど反対してるかなと思ったんですが、まだ迷ってる、そういう区長が、該当する地域にもいて、表明がまだということなんですけど、ほとんどの方が反対してるということ聞きながらも、きっと迷ってると思うんですね。

ですから、迷った方も今後そういうふうな方向に行くのではないかと考えていますが、今現在では、その20の区長が強い、固い意志を出しているというのは、それは当然この表明してる中にあるんですが、どうしても残りの区長の意思がこれからでないといけないから、これ採択したら、残りの区長たちの意見はどうなのかというそういう話も出てくると思うんですね。

ただ、私は、全体を考えれば、やはり作手の将来とか公益性を考えて、今後ともこの意見が採択されるような方向に行きたいと私は個人的に思っています。

先ほど言ったように、まだ多くの方が知られてない状態にあるもんですから、今回は議会なんですけど、今後ともその活動を進めていくということで、今回で終わりというわけではないということ認識していますけど、どうでしょうか、今後の活動についてもお伺いします。

○鈴木長良委員長 齋藤参考人。

○齋藤紀美参考人 作手が28区ある中で、一番計画想定区域に近い菅守4地区というのがありまして、それについては、一昨日の一般

質問の中でも、カーランド委員の質問に対して、もう1回質疑、お願いします。

○鈴木長良委員長 山田委員。

○山田辰也委員 これが最後の質問なんですけど、この請願見て、ああ、なるほどなどということばかりあったんですけど、そういうこと、納得する点ばかりなんですけど、残りの行政区の区長については、今後も引き続いて説明をよくして、納得していただく必要があると思います。

風の噂ですと、親戚がいるもんですから、3年たてば考えが、中止になるんじゃないかとかそういう話もあったんですけど、そういう話が、3年たったほうがいいからといって迷ってるんじゃないかと思うんですけど、事業については、ほとんど反対だということで、そういう認識でよろしいでしょうか。

○鈴木長良委員長 齋藤参考人。

○齋藤紀美参考人 28地区の中で、この請願内容にも請願の趣旨にも書いてあるとおり、菅守4地区については、まだ判断を決めかねているということで、私たちのほうでも一本化が進んでいないという書き方をしておりますし、一昨日の吉林市民協働部長の答弁の中でも、「建設予定地に一番近い4地区の方々が、まだ判断できない状況にあると伺っています」というような説明がありましたけれど、この判断できないとか、一本化が進んでいないという、意見がまとまっていないというのは、賛成か反対かを決めかねているということではないんですね。

そうではなくて、地区の方々にいろいろ話を聞くと、「風車など建たないほうがいい」と皆さんおっしゃるんですね。だから、住民にとって、ほとんどの皆さんが私たちのゴール、この風力発電事業のゴールというのは、風力発電事業の中止ということをおっしゃっているということがあります。

では、何が判断できないのかとか、どのような意見の一本化ができないのかと言います

と、それは事業中止のゴールへ向けて、どのタイミングで反対表明をしていくのか、あるいは反対中止を訴えていくのかということを決めかねているということなんです。

だから、事業を中止してほしいというゴールというのは同じなんですけれども、そのゴールにたどり着くまでの最短距離でゴールを目指して、早く元どおりの平穏な生活を取り戻したいという意見の人と、それから、この4地区については、地域に地権者の方たちが複数名在住しておりますので、その地権者の中にも、「いや、そんな風車なんか建ったら困るよ」といって、当初から反対している地権者もいれば、そうばかりじゃなくて、山を貸して収入が得られるんだったらありがたいなと、そういうふうにする一方で、でもそうやって自分が貸してしまうことで風車が建ってしまったらどうなるのかと、そういうこともあって、実際自分はどうかということに迷われている地権者の方がいるということがあるんですね。

それで、そういう人たちに対して、最短距離で、もうとにかく中止を訴えてガーンと行くんじゃないかと、少し時期が遅れたり遠回りしたりということがあったとしても、決めかねている人たちに配慮をしたほうがいいんじゃないかと。そういう意見があったものから、最短距離を目指したい意見の人々が、その意見を受けて今立ち止まっているというようなことが菅守4地区の現状です。

それで、残りの4地区については、ちょっとやっぱりいろいろ正副代表区長の方々が1軒1軒、28区の区長さんのところを訪問したりというのもすごくやっぱり大変で、御自身の仕事とかがある中で、それで相手の都合がいい時間をとくということ調整しつつ回ってきているんですが、なかなかこれも大変時間がかかる大変な仕事で、区によってはなかなかその区の人たちを集めて話を聴くというのがなかなかできないので、ちょっと

私の一存で今ここで記名するというのはちょっと難しいですというようなことであつた人たちが4地区ということなんです。

なので、菅守4区以外の4地区については、今後また時間をかけながらいろいろ話をしたり、理解を深めながら、全体としてどのような形で意見をまとめていくかというのが課題ではあるんですが、そういったところです。

**○鈴木長良委員長** ほかに質疑はありませんか。

丸山委員。

**○丸山隆弘委員** ありがとうございます。

この請願の趣旨の中で、ちょっと確認をしたいことがあります。森林の関係であります、山の関係。

大量の森林伐採が災害の誘因になるおそれがあると。明確に、ここ書かれてあるものから、いろいろ私も、その後、確認しました。私、旧鳳来地区の出身の議員でありますけれども、ちょうど関係するこの計画エリアの中の3点の中の1か所の部分でありますけれども、島田だとか、それから恩原、大輪、この地域のところの方々の声を、この間ずっと聴いてまいりました。

それで、昨夜も、地域の代表の方、それから、財産区の代表の方からも確認を取りました。やはり、根底は反対です。こういうものはやっぱりつくってほしくない。最初のうちは、これをつくることによって、森林の管理、道路ができる可能性があるということで、若干期待も持っておられたようであります。しかし、実際いろいろの間説明を聞いたりして、どうも愛郷地域からは入れないという結論がもう出てるんですね。それで、遠回りをしないといかん。

それで、この間、私も6月の災害以降、あの地域ずっと、菅沼、また守義地域も見させてもらう中で、災害が起きやすい地域なんです。それで、昔から、私も役場におる時代から、向こうのほうはよく知ってるんですけ

れども、大災害が起きて、それで大きな堰堤造ったりとか、防護策もやってきました。それで、その中で6月の災害状況を見ますと、やはり山の中が荒廃しちゃって、大変荒れていると。これ、地盤が弱い可能性が高いなど。

それで、鳳来地域の財産区がある場所というのは、竜頭山の平地の部分はかなり占めていて、約60ヘクタール、60町、ものすごい広いんですよ。それで、そこを管理する上で、やはり地元の方々も高齢化しちゃって、何とか助け船をとというのが実際の話だったんですけども、その道路もできないという可能性が見えてきた。

それからあと、新たな森林計画があって、森林施業の対策をしようという、一方では国レベルの動きもあるものですからね、そちらのほうに期待をしながら、地域の存続も考えながらというような声を昨夜しっかりとお聴きしてまいりました。

ですから、この請願趣旨の中に書いてある大量の森林伐採ということが、誘発されるおそれがあるということがうたってあるんですが、具体的に、中部電力さんから提示された森林の伐採区域というのは、どの程度想定されておるのか。その辺も多分、もう分かっているとと思うんですね。どのぐらいの森林をこういうふうに切り開かないといかんのかと、その辺も多分分かっているとと思うんですけども、何か根拠らしきもの、ありましたら教えていただきたいなと思うんです、まず。

○鈴木長良委員長 齋藤参考人。

○齋藤紀美参考人 そういった具体的な情報については、まだその計画想定区域ということで、一くくりとして3地区を想定はしているんですが、具体的にどこに何基建てるかということは、まだ調査の段階で、決まっていません。したがって、今の段階で説明できることはありませんというのが、その複数回行われた説明会での事業者の説明でした。

なので、私たちはこの辺じゃないかとか、

このぐらいじゃないかということを用意したり、想像したりすることはできるんですが、具体的にどうということが示されていないので分かっていません。

○鈴木長良委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 私が接触してきたエリアの方々、先ほど言った3区の方々ですけれども、やはり高齢の方が多いです。これで、また、例えば、ゴルフ場だとかいろんな開発課題があれば、やはりごそっと乗りたいぐらいの高齢者の方が多いんですよ。

しかし、今回、山のことになると、やはり死活問題もあるし、これはすごく財産がかかっているものですから、貴重な財産を大事にしたい、先を見て、国のこういう新たな事業がどうも起きるといふこともあるものですから、それを積極的にやっていきたいということで、私も働きかけをしておりますけれども、そんな森林施業の管理計画ができていけば、一番いいと思うんですよ。

そうすれば、いい水ができて、いい環境ができて、決して風の力に頼らなくても、もっといい地域ができるんじゃないかなというように、私たちの議会の活動としては私はそういうふうにやっておりますけども。

もう1点、確認したいことがあります。

中部電力やNTT、NTTは今回、関係ないですけども、道路端で仕事をやるんですね、あの方々というのは、山の中の仕事というのはそうそうないんですよ。道路端の仕事があるんです。旧鳳来地区というのは、林業がやっぱり盛んでありまして、林業家の方は結構見えるんです、大きな林業家の方。大きな林業家の方がおっしゃるには、やはり中部電力やNTTというのは、中に入って本当にこの地域のことを知らない状況で線を引っ張られちゃうと。だから、森林の所有者にとってはすごくマイナス面が多いんです。

今、だから愛知県のこういう森林の補助金をいただいて、道路端を切ったりして、線を



優先的に障がいがないような工事をやったり、緑づくりの仕事をやったりしてるんですけども、そんな声があって、とにかく今一番求められているのが、山の境界、皆さんが持っている山の境界、要するに、次の世代に渡すには境が分からないともう渡せれないんですよ、今そこまで来ちゃってるんです。

だから、そこを一番期待してるものですから、そこのほうへ早く目を向けていただいて、やっぱり地元の議員はもちろんのこと、私たち新城市議会もそうやって森林環境をよくしていくと、これが一番だと思いますので、積極的に早く働きかけしていきたいなとこんな思いでありますけれども。

そういうようなお話というのは、なかなかないですかね。地域としては。

○鈴木長良委員長 齋藤参考人。

○齋藤紀美参考人 私の家も、地権者の1人であるんですが、ここ3年ぐらい前から、山を持ってる人たちって、自分の持っている山の周りのところが誰の山かとかということってよく周知されてるんですね。

それで、今、3年ぐらい前から、山を持っている人たちが、今おっしゃったとおり、自分の山の境界線をきちっとしておこうということが始まって、別の地権者の方が来ていただいて、今日うちの山とおたくの山のところの境界をはっきりさせたいということをしたいと思ってるんで、御都合はどうですかという形で声かけに来てくださって、一緒に見て回って、ここがこうで、地図を示した上でここがここでああで、ここが境界線ですねということを双方で確認し合ったりとか、ここが境界線ですねというのがはっきり分かるように、昔は木を植えたりしたんですね。この木が立ってることここが境界線ですよとか、あとはその物すごい大きい石があったりして、ここんところを起点に、こっちのこっちら辺がお宅で、こっちが誰それさんとかで、こっちがどどこさんですよというような境界線

の確認というのは始まっていて、菅沼地区では、結構そういう活動は、もう始まって、やっている方がいらっしゃるということは私は認識しています。

○鈴木長良委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 あともう1つ、ストレートにお話させてもらうけど、昨夜確認を取らせてもらった地域、先ほどの3地域、それと財産区のある代表の方からお聴きしたんだけど、1人でも反対しますと、共有財産というのは、もう反対なんです。

それで、やはり作手地域につくるといような計画があるということで、一步やはり気を引き止めております。意思表示をするには出しますよと。ただし、やはり、作手地域というエリアの中で、今、こういう形で中部電力が説明に入っちゃってるということで、なかなかそこところが、一步踏み出せないところでもあります。

ただ、代表して、私にお任せ願っていただいたものですから、私は代表して、今、話をさせていただいておりますけれども、こういう課題というのは早く、早期に結論を出してあげたほうが、地域のためにも中部電力のためにも、いろんな事業に対しても、よろしいかと思えます。

以上です。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 3点か4点、端的に聞きたいと思うんですけど、28名の区長の中での20名という連名のものということで理解をいたしました。

そこで、今の議論で分かってはいるんですけど、あとの残りの現場の菅守の4区長、またその他の4区長、計8の区長等は今後の話合いとか含めて、今後加わっていく、こういった請願書の願意に沿ったような可能性、そこに加わっていくという今後の見通し、話合

いではあるというような認識でいいでしょうか。

○鈴木長良委員長 齋藤参考人。

○齋藤紀美参考人 菅守4区とプラス4区ということなんですけれど、今、今年の10月の半ばから署名活動を始めておまして、まだ今継続中なんですけれども、今回まだ反対の意見を表明されていない地区とかも、今後、署名活動を進めていきたいと思っています。

菅守4区については、まだ署名活動も始めてない状況にあるので、そちらも、なるべく早い時期にタイミングを見て、署名活動をすることで、皆さんの実際の個々人の御意見を拾い上げていきたいと思っていますので、署名活動を進める中で、これだけの人たちがその地区の何%の人たちがこの事業に対してどういう意見をお持ちかというのが浮かび上がってくると思いますから、それと合わせて、地区の人たちとじゃあどう考えていくのかということをもとめていかれたらと思っています。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

非常に、私もこれ読ませていただいて、また、作手の大半の区長の連名でこういう意見を出されるということは、本当にすばらしいことだし、尊重すべきことだと思って、今回臨ませていただいています。

私自身は、やっぱり、この今の現在の到達点ですよ、この20名の連名のこの意見がここで出ているというところでは、しっかり私自身も理解して、尊重すべきものではないかと思っております。

その中で、いろんなことで、8の区長が、今のところは段階的には加わられてないわけですけど、私も、単純化するという意味合いではないんですが、もしも反対は同じなだけども、その調査が、ちょっと聞くところによると3年後を見て反対を言うとか、そこでいいんじゃないかというような考えもあるとお聞きするんですが、そういう考えがあるの

かというのが1点確認したいところと、あと私自身としては、3年後にまた反対といっても、中部電力もお金を出して調査を始めるわけですから、非常に大変というか、お互い、反対だったら反対で早くすばっと言ったほうが、相手方の中部電力にも損にならないというか、お金の件だけで言えば、労力だとか、そういったものが発生しないわけですから、そういったところで一致団結できるような形で、作手地区としてまとまれたら非常にいいかなんて個人的には思っていますが、その2点、調査というのは何年ぐらいかかるものだとか、そういった損害とかいうところも含めて、もし御意見あれば教えていただければと思います。

○鈴木長良委員長 齋藤参考人。

○齋藤紀美参考人 調査の3年ということなんですけれども、これは、一部の人たちが、「3年待ってください」ということで、今の段階では建設するか、あるいは建設しないかということも調査中なので分かりません。なので3年ぐらいなんですけど、3年がいつというわけじゃないんですが、3年ぐらい待っていただければ、本当に実際建設するのかしないのかということが、ある程度明らかになってくるので、その結果を待ってから、それで建てないということになればいいわけだし、そこで建つとなったときに反対するんだったら反対すればいいんじゃないかということをおっしゃられているということなんですけど、これは、過去に、この話が持ち上がってから区長をやってきた人たちは、その話を事業者なりなんなりから聞いています。

しかし、その3年とかなんとかということを知っている菅守4区の人たちというのは、物すごく少ないです。なぜかという、いろんな市の会議であったり、区長たちが集まって事業者の担当者の人と打合せをしたり、市の担当者の人たちと話し合ったりという中で、3年ぐらいという話は出たようなんですが、

しかしそのことを各区に持ち帰って、区民の人たちに周知するということはありませんでした。

だから、うわさみたいなことで、3年らしいよ、3年らしいよみたいなことは何となく一部の中で広がってはいるんですが、それが区の中で話し合われたことではないので、みんな3年ということを知っているわけではないということがまず1つあります。ですので、4地区以外の人で3年待ってくださいということはほとんど知らないと思います。ということが1つあります。

それで、その待ってくださいというのも、私たちは最初その調査に3年かかるのでというのを区長をやっている人から聞いたときに、何の調査があって、普通に考えると、地盤がそういう大きなものを建てるのに向いたところなのかとか、十分な風が吹くのかとか、そういうようなアセスメント的な調査のことを想定して、それに3年ぐらいかかると言ってるのかと思ってたんですが、実は今回の3年待てという調査というのは、今、土地調査と書いてあるんですが、その前は権利者調査という表し方をして、さらに一番最初のときには、用地交渉と書いてありました。

この3つというのは全部同じことを述べているんですが、どういうわけか最初は用地交渉と書いていたのが、次の説明会のチラシのときには権利者調査となっていて、一番直近の配られる工程表には土地調査となってます。どうして、こんな三度に分けて、そこの調査の部分の名前を変えてきたのかなということをおもうんですが、結局そのアセスメントの調査ではなくて、どこの山を誰が持っていて、誰がその自分が持っている山をその用地として提供してくれるのかという土地の調査だということが分かってきたわけです。

それで、今、3か所想定区域があるんですが、ここを所有している地権者の数というのが物すごく多いです。いうと、設楽に係る北

側のエリアというのは、割と1人の人が大きな山を持っているので、この北側についてはそれほど大勢の地権者がいるわけではないです。それから、先ほど丸山委員さんがおっしゃられた鳳来のほうの東側の想定区域内もそんなに物すごい大勢の地権者がいるわけではありません。しかし、一番大きい菅沼に一番近くて三河湖に隣接した西側のこの想定区域というのは、地権者が40人以上とか50人近い地権者がいます。

これは、もともとここの山というのは、地域で持っていた山を、すごい昔に細切れに区分けして、分け山とって、住んでいる人たちに分け与えた山なんですね。それが相続されたり、年数を経ることによって、相続する人もいれば、これ要らないから手放しましようという人もいて、手放したところをその隣の所有者が買ったりというふうな形で、買っていった人は大きな山を持つわけだし、そうじゃないところは相続していくたびに、最初は持ってた人は1人なんだけど、その息子さんとか娘さんとかお嫁さんとかが相続者になって、1か所の持ち主が3人の持ち主になってたりとか、4人の持ち主になってたりとかというようなところがあるので、物すごい人数の人が地権者となっているわけです。

だから、これらを、どこに風車を建てるかということをおぼえて、その人たちに交渉するのって、相当時間がかかるだろうなというのは、想像するに難しくないんですね。だから、3年ぐらいということをおぼえてるんだろうなというのが、いろいろ調べたり、地権者の人たちの話を聞いたりする中で、現在私たちが把握している内容はそういうことです。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。ちょっと調査といったので、風の調査とか、鹿が何頭とかそんなようなイメージしてましたけど、実はそういう土地調査とか地権者とか、権利者

の調査も含まれてきてるというところで、ちょっとうんというね、ちょっとそこら辺も知らされてないというところで、よく分かりました。ありがとうございます。

あと、最後に1点、2点なんですけど、ちょっと細かいところで申し訳ないんですが、請願事項の2のところ、この連名を表明し、各区長の連名書を新城市長より事業者へ提出することと書いてあるもんですから、これが結局、自分の考えでは、議会でこのものを審議して、いい悪いというか、審議をしてどういふふうな結果を得れるかというところがあると思うもんですから、そこで議長宛てで終わるといふか、そこで二元代表制の議会としてはこう表明とするという形を思っておったもんですから、そこでさらに踏み込んで、ここ区長から提出をという、事業者に提出とあるもんですから、ここら辺のイメージというか、どういう理解をすればいいのかなと思って、御認識を教えてくださいたいと思います。

○鈴木長良委員長 齋藤参考人。

○齋藤紀美参考人 とても申し訳ないんですけど、議員の皆さんは、言うところのちゃんとしたといふか確固たるお仕事としてこういった議会とか、新城の市政について仕事をなさっているんですけども、私たちはというと、完全なボランティアで、本当に自分たちで身銭を切って活動している素人集団なんです。

それで、今回の請願を出すということに当たっても、新城市議会のホームページで確認したんですけども、その記載事項として、請願の趣旨と、それから提出年月日、それから請願者の住所と署名または記名・押印、それから表紙に紹介議員の署名または記名・押印というこの4つの項目が書かれていて、さらに請願は付託された委員会で審査の後、本会議で審議されますと、これだけしか書いてないわけですね。

だから、実際にもう私たちはその宛先として、請願を出す場合には市長じゃなくて市議

会の議長宛てに出しなさいということが書いてあったので、議長宛てに提出させてもらってるんですけども、その提出したものが、どういう形で、どのような仕組みでというかルールでもって動いていくのかということ、申し訳ないですが、私たちは知る由がないです。

なので、ここに書いた請願の内容で、どうしても私たちの意図がちょっとぼやけちゃって何言ってるのか分からないとか、何を請願として申し立てているのか伝わらないとかということであるんなら、そこはやはり訂正するなりなんなりという手を加えないといけないう思ふんですけども、一応こちらの思いが、この請願の趣旨あるいは項目でもって、そちらのほうで理解できるという受け止め、分かりますよということであるんだしたら、それを請願として受け止めた後、議会なり、新城市なりのほうがどのようにそれを私たちの意思を酌んで動いてくれるかということだと思ふんですね。

それは、申し訳ないけれども私たちの及ぶところではないので、そこは議員さんなり新城市にもうお願いするしかないといふところなので、その辺りはぜひ御理解と御協力をお願いしたいといふところなんです。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 そういう意図だったら、理解いたしました。

私自身、何かこっちで何かやるべき、この判断の後にあれがあるのかなと思って理解をいたしましたので、よく分かりました。

紹介議員もいらっしゃるので、そういったところも含めて、アドバイス等も含めて、こちらも対応できたらなと思っております。

あと、最後は、これ僕の勘違いだけだったら全然いいんですけど、住民の方が本当に困っている、汚水だとか、飲料水の懸念とか、あと森林伐採の災害もあるし、あと自然災害も、深層崩壊も含めてだと思っております、そう

いったこの問題、現場、本当に大変なところだなどと思っております。

そういう中で、こういった問題等あったときに、自分、今所属、日本共産党なんですが、そこで現地調査をしたいなとも思っているんですが、そういう中で、これは多分うそだと思ってしまうんですけど、レッテル貼りじゃないですけど、共産党と来たら赤になるだとか、過激派が来たら困るとか、変に、調査だけなのに、こういったところもブロックするような、そういった雰囲気ではあってはならないと思います。絶対あってはならないんですけど、そういったこの差別はないと思っていいいのかというところなんです、これ区長会でのあれですので、区長がいたら、そこら辺の基本中の基本の自由な署名活動だとか、そういった調査活動を、私たちは自由にやりたいものですから、万が一そういったことないと思えますが、そういったレッテル貼りとかそういったことはない、共通の誰しもが問題ということで捉えていいですかということなんです、どうでしょうか。

○鈴木長良委員長 齋藤参考人。

○齋藤紀美参考人 浅尾議員がおっしゃっており、そういう世の中になってほしいと切に願っております。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑はありますか。

[発言する者なし]

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑は終了しました。

引き続き、紹介議員に対する質疑に入ります。

質疑はありますか。

山田委員。

○山田辰也委員 私が市議会議員の立場だったら、地元に関わる利益を選ぶべきか、それとも全体の利益を選ぶかという立場があると思うんです。

地元で実は40年前に中部電力が新三河変電

所をつくるときに、私たち地元は、莫大なお金をもらってるんですね。ですから、地元としてはお金が落ちてくるから、じゃあ反対するかって、反対しなかったです。周りはどうだというと、影響を受けたところにも、中部電力は公民館を建てたんです。大体これが1億円ぐらい。

ですから、そういうことを考えて、市長がひょっとして総合的な利益のほうを選ぶか、地元の作手の区民たちの利益を選ぶかというところで、はっきりした見解を出していなかったんじゃないかと思うんですけど、地元の議員としては、当然全体の利益より地元の健康と生命を守ると感じていますけど、その辺の認識はどうでしょうか。

○鈴木長良委員長 佐宗議員。

○佐宗龍俊紹介議員 基本的に、今回の事業に関しまして、当初は、やっぱりまずは地元の方の意見をしっかり聴くということで自分がどうだということ表明はしてきませんでした。

ここまで、ずっと皆さんのお話を聴く中で、先ほど賛成の意見は全くないというようなお話ありましたけど、基本的には聞かないと、賛成の方の「僕は賛成するよ」という意見は聞きません。だからといって、賛成の人がいないとは断定はできないので、全然聞かないけど、もしかしたら言えないけどいるかもしれない。

それから、先ほどもお話ありましたように、まだ賛成も反対も決められないとか決めかねているという方も大勢いるんだなという印象でいますけれども、やっぱり、言う人は反対の方がやはり多いので、私が今肌感覚で感じているのは、やはり地域としては反対だと。私自身も反対というか地域の方がこれだけ反対の意見を言っているので、反対をしていきたい。

だけど、先ほど言われたように、私の立場として、やはり北部の4区長が、前の区長さ

んなのかもしれませんが、とりあえず調査はやぶさかではないということで認めて、だからこそ、今、反対かもしれないけれども、反対賛成の意見は言えないというそのお立場もよく分かるものですから、基本的には調査が終わったときに、皆さんの反対意見をぶつけて、中止というよりも事業化をさせないというのが、今のところ私の考え方というか、とにかく地域の皆さんの意見を優先するというのは、それは間違いないです。

○鈴木長良委員長 齊藤議員。

○齊藤竜也紹介議員 そうですね、地域の方々の多くが反対しているのに、じゃあ建てましようだということには基本的には当然ならないです。難しいところなんですけど、例えば、この請願が真逆だったとしたら、要は賛成の区長がめっちゃくちゃ印を押してるとしたら、心の中では相当もやもやするだろうけどしたがるしかないかなと思いますし、今、私の個人的な思いとしては、ちゃんと反対してる方々が多いという状況ができて上がってるので、我々としてはそっちのほうに進むのはやりやすいかなと、僕は思ってます。

ただ、今、佐宗議員が言ったように、いろんな、多分地元の方々の関係性だったりとか、人間関係だったりとかも踏まえて迷われてる方とか、あとはもう断固として「まだ判断しない」と言い切ってる方もいますし、賛成の方の声を僕も当然聞いたことないですけど、いるかもしれませんよね、それは。それは分かりませんが、大多数が今のところこういう状況になってるんだろうなということで、今回、紹介議員として名前を出させてもらいましたし、請願事項としては、当然地域の方々の意見を参考にしてくださいということ強く言ってますので、そこの部分がしっかりぶれなければ、今後も進めていきやすいのかなとは思っております。

○鈴木長良委員長 山田委員。

○山田辰也委員 うちの親戚の中では、どう

せ調査をすればこの事業は中止になるから、調査をさせておけばいいし、反対するのは、今する必要がないとかそうやって言われて迷ってるという人もいるそうなんです。

ですから、先ほど言ったように、理解できずに何となくという組も多いんですが、どちらがいい悪いというのは議員の立場で言えないというところも理解できるんですが、やはり、市長も、「この風力発電について大半の方が反対したら、私も反対すると言ってましたよね」って言ったら、「私、そんな言った覚えがない」と市長も言ったように、大人の都合で考えが変わるのかなという、ほかの人の意見があったんですけど。

やはり、この辺は議員がしっかり作手の区民の方の意見を聴取して判断していただきたいと思いますけど、やはり、その辺をはっきりは言えない立場があるんでしょうか。

○鈴木長良委員長 佐宗議員。

○佐宗龍俊紹介議員 特に、はっきりするしないとかではなくて、やはり、地域がどれだけ、例えば反対なり賛成なりできちんと固まっていくかということだと思ってるんです。

だから、本当に今、菅守の4区の区長たちはとても厳しい環境というか、自分の前の区長が、調査を認めたという中で、それを尊重してなかなか今の区長の立場で意見が述べられない状況の中でおられるという、そういう立場もやっぱり十分に理解をしてあげなければならぬと思いますので、そういうのも含めて、地域の方の意見が、しっかりと出せるようになるようになるべく早く進めていきたいとは思いますが。

要は、そういう形で別に曖昧にしてるだとか言えないとかいうか、中途半端にフラフラしとることではありませぬので、そのあたりは御理解いただきたいと思います。

○鈴木長良委員長 齊藤議員。

○齊藤竜也紹介議員 先ほどから、齊藤参考人からの説明、今あったように、ゴールはあ

る程度定まっているんですけど、そのやり方に関しては、いろんな考え方を持ってる方がいるようです、どうやら。なので、もしかしたら、判こを押さない方もいるかもしれません。しっかりとそこまで細かいところを話してくれない方もいらっしゃると思いますので、そのあたりはちょっと難しいところあると思うんですけど、基本的には、今、作手の多くの方がこういった事業をやってほしくないと思ってる方が多いよというところを認識してもらおうというのが請願内容ですので、そこを皆さん考えていただけたらいいのかなとは思っています。

私も、自分がこれからやっていくことというのは、やっぱりこれ今までもちょっと議員側がどっちかに誘導するというのはちょっと難しいかなと思ってたんですけど、ある程度はこうやってまとまってくるんでしたら、それをまとめるという作業に入っていきたいのかなと思います。

先ほど、丸山委員がおっしゃったみたいに、シンプルで分かりやすいゴールというものが作手の中で設定できるのであれば、それが一番皆さんに負担をかけないのかなとは思っていますので、うまく段取りできたらいいかなと思っています。

○鈴木長良委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。よく理解できましたけれども、要するに、だけど、風力発電そのものについて、やっぱりそこんところを、私も議員でこうやってやってるものから、勉強しております。

だから、風力発電が、そこに住んでる人たちにどういう影響を与えるのかという、もう一番肝心だと思うんですよ、それが。白か黒かで地域がまとまったから、それじゃ嫌なものを入れちゃうのか。大変な将来に向かって、大きな影響を与えるようなことがあるものから、そこが議員のまた務めではないかなと思って、今まで長い間いろんなことがあり

ました、私の地域にもね。ごみをほかられて産業廃棄物が来ないとか、当時ですから農薬をたっぷりのゴルフ場ができたりとか、そんなこともあったんですよ。

だけど、みんな拒否をしてきました。そのリーダーになるのがやはり私たち議員でもあると思うし、リーダーというのは、先ほど佐宗議員がおっしゃったように、白黒もまとめてしっかりと受け止めるという、そういう頭に立つのが責任者だと思います。地域のリーダーだと思いますので、請願に代表でついておられる佐宗議員も齊藤議員も地元の方ということ、それから、カークランド議員もそうやってついていただいたということもあるもんですから、多分そのところは共通してると思うんですけども、そうでしょ。私が言ったことを多分共通してると思うんですが、そこで確認したい。

議員の務めでありませんか。

○鈴木長良委員長 佐宗議員。

○佐宗龍俊紹介議員 地元の議員として、要するに地元の皆さんの意見をしっかりと取りまとめて、それをしっかりと推進していくということは当然だと思いますし、本当に風力に関して、絶対にこれは建てないほうがいいんだという判断ができれば、それに対して先頭に立って反対をしていくという姿勢を取るということは当然だと思います。

○鈴木長良委員長 齊藤議員。

○齊藤竜也紹介議員 その議員の務めという考えに関しては、丸山委員と全く同じということではないとは思いますが、自分が求められるものと、もしかしたらほかの議員が求められるものは違うかもしれません。そこは、ちょっとこの議論とは少し変わるのかなとは思ってるんですけど。

ただ、こういった地域全体の問題というのに関しては、いろんな角度から見る必要があるかなと思いますし、その中でやれることをしっかりとやっていくということが一番重

要なのかなと思ってます。

例えば、さっき言われたような風力発電の危険性だったりとか、そういったものに対する勉強だったりとか、知識だったりということも、これも差異があっていいと思ってます。

重要なのは、それがいいものなのか、悪いものなのかということであって、そのチャネルが人それぞれ違うと思いますので、そこに対して理解を進めるということのほうが重要なかなと思ってます。

なので、しっかりとそこの辺りは学びながら進めていきたいかなと思ってます。

[不規則発言あり]

○鈴木長良委員長 今泉委員。

○今泉吉孝委員 今、地元の議員さんに聞かれたんで、紹介議員のカークランドさんのほうは。

[不規則発言あり]

○鈴木長良委員長 最後に、カークランド議員。

○カークランド陽子紹介議員 私も紹介議員として、当然、もちろんこういった紹介議員になる前に、自分でもしっかり勉強して、視察も現地も行きまして、いろんな現地の方の声も聞きまして、自分なりに結論というか、風力発電がいいのか悪いのかという判断を出した上で、地元の方の声を聴いたら、地元の多くの方もそういう御意見だということで、当然紹介議員にならせていただいています。

以上です。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 紹介議員のほうに、1、2点ではありますけど、お聞きします。

今、28人の区長中20人の連名の請願書を出されてるということで、カークランド議員、齊藤議員、佐宗議員が紹介議員になってということで、もちろん賛成の立場で紹介議員になったという、基本中の基本ですけど、そうであると思っております。ここには、反対意見を表明すると書かれておりますので、そう

いう立場で推進をここでしている紹介議員ということでもいいんだらうと思っています。

また、今後、やはり8の区長がまだ署名していないということで、私、これはもう本当に万が一の話ですので、ない話だとは思いますが、これでそれら賛成に回るだとかそういったことになった場合、非常に、作手全体が分断されるような事態にならないのかなというすごく非常に心配はされるんです、自分の中で。

でも、全体的にはこの20名の区長さんの連名ではこの反対を表明していると今回出されてるものですから、紹介議員の方3人は、とにかく、請願書は18人議員含めて賛成してほしいと。分断しないようにも含めてですけど、賛成してほしいという決意、思いでの立場で理解をしいですか、伺います。

○鈴木長良委員長 佐宗議員。

○佐宗龍俊紹介議員 当然、この請願内容、特に1番は、誰でもこうしてほしいという願いだという内容だと思ってます。要するに、約束は守れよと。約束を守らずに、地元住民の合意が得られないまま事業を進めるのはならんぞという、本当にこれは議会の皆さんにも、議員の皆さんにもしっかりと認識をしていただいて、市長にも認識をしていただいて、なおかつ市長からそれを事業者に念押しをするということでもありますので、もちろんだからこそ紹介議員になったという部分がございます。

それから、2番のほうも、今28区のうちの28全員ではないんですが、これは代表区長ともお話をしたときにおっしゃっておられた話なんですが、要するに今はまだちょっと時間もなかったし、区長会の中でしっかりとしたまだ議論がなされていないんだけど、今後、時間をかけて区長会の中でもしっかりと議論をして、それから、各それぞれの区長にもそれぞれの区の中でしっかりとお話しをされてた中で、きちんと合意ができた段階で、ま



た正式に作手地区として反対を表明する請願書が出せるようにしていこうかなというようなお話もありましたので、そういう形でもし進んでいければ、今度はもっと強い地域の意思表示という形でできるのかなと思っております。

○鈴木長良委員長 齊藤議員。

○齊藤竜也紹介議員 今回の請願には、もちろん同意をしているわけですから、紹介議員になってます。さっき怒られちゃいましたけれど。

ただ、その中で、地域の方々の意見というものには、浅尾委員の質問の中であつたように、例えば、賛成の方が出てきたらとかいうことになってしまったときのためにも、この今回の請願が必要であると強く思ってます。

例えば、今、浅尾委員からあつた質問みたいに、今、書かれてない方が賛成に回ったときに、でもこの請願があればそれを言えるわけですよ、いやその地域だけじゃなくて、全体の意見を聞いてくださいよということ強く言えるので、そのための請願だと僕は思ってます。

なので、そこがなければなかなか賛同ができないのかなと思ってましたけれど、しっかりそこは強く出されてるので、それこそが今回の請願で皆さんにも御審議いただきたい点ですし、地域の方々の声を聴きましょうという約束を守りましょうというところの、そのまま後押しという形で参考資料等も見ていただければいいかなと思います。

〔不規則発言あり〕

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 思いとしては、生ぬるい趣旨採択とか、そういったものを求めてないという立場で、反対のこの請願を、18人全員がやってほしいというところを出したという理解をいたしました。

あと、これもあれですけど、自分の勘違いだったらいいんですが、今、署名も始まって

いるということで、自由な署名だとか、僕が、日本共産党が行ったら、もうそこで赤が来たとかね、そんな署名やめろだとか、そんなことをいうということはないと思いますが、それでいいですね。

例えば、日本共産党の僕が現場確認したいといっても、全然自由にそれは活動として受け入れられて、忖度のない自由な活動ができるという理解でいいでしょうか、伺います。

○鈴木長良委員長 佐宗議員。

○佐宗龍俊紹介議員 もちろん、ここにおけるメンバーは間違いなくそう思っておりますが、個人の考え方もありますので、はっきり言って、私なんかは自民党だからあいつは賛成派だって言われたりもしますので、それは人それぞれもしかしたらそういう方がみえるかもしれませんが、我々はそういうことはしませんし、そうでない人が大半だろうと思っております。

もしかしたら、中には、私もそういう形で共産党ではなくて自民党としてバッシングを受けておりますので、ないとは言えませんが、恐らく大丈夫だろうと。もし、その場に私も立ち会ったら、いやそんなことはないぞということはやわらせていただきたいと思えます。

○鈴木長良委員長 ほかによろしいですか。

それでは、以上で質疑を終了します。

本日は誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

しばらくの間、休憩をします。

~~~~~

休 憩 午後5時37分

再 開 午後5時48分

○鈴木長良委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~

これより討論を行います。

討論はありませんか。

山田委員。

○山田辰也委員 私は（仮称）新城・設楽風力発電事業に関する住民意見と事業者への請願書について、採択の立場で討論いたします。

風力発電事業は国策として進んでおりますが、発電量全体のたった5%以下しかありません。国策の名の下に、自然破壊や住民の健康被害は計り知れないと私は考えております。

議会は、自然や区民の生命、財産を守るべきであり、100億円とも200億円とも言われる莫大な利益を生む発電所建設に対する市民への優位性はないと思います。作手の地区の区民を苦しめて果たしてよいのでしょうか。

利益を取るべきではないと私は考え、この市民の健康と財産を守る採択にしたいと思えます。

今回は、請願の中には名前を連ねていない区長や地域に対する配慮があったことも、私は認め、これを採択としていきたいと思えます。

以上です。

○鈴木長良委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

本請願を採択することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 異議なしと認めます。

よって、本請願は採択すべきものと決定しました。

それでは、次の審査に入るまで暫時休憩します。

休 憩 午後5時50分

再 開 午後5時52分

○鈴木長良委員長 それでは、休憩前に引き

続き、会議を開きます。

~~~~~  
請願者、杉山生産組合から提出をされました学校給食への有機・無農薬・無化学肥料米の導入を求める請願を議題とします。

本日は、参考人として、杉山生産組合組合長、白井倫啓さん、補助人として、今泉信一さん、大川彦保さんの出席を得ております。

また、説明のための紹介議員として、山田辰也議員、カークランド陽子議員の出席も得ておりますので御報告いたします。

この際、委員長から一言御挨拶をさせていただきます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず厚生文教委員会請願審査のために御出席いただきまして、大変ありがとうございます。

また、大変時間が遅くなりましたことを心よりおわび申し上げます。

委員会を代表いたしまして、どうか忌憚のない御意見をお述べいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

早速でございますが、議事の順序について申し上げます。

初めに、参考人からの請願に関しまして御説明や御意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いいたします。

それでは、白井倫啓さん、よろしく御願いいたします。

○白井倫啓参考人 杉山生産組合の白井と申します。今日は役員6名のうち3人でお邪魔しております。

説明の時間を取っていただきまして、まず感謝をいたします。ありがとうございます。

杉山生産組合というのは、現在組合員が65名です。そのうち、自分で耕作している人の割合が約60%ぐらいです。多くの人たちは、自分ではもうあと数年後にはできなくなるんじゃないかというような心配の中で農業を続けているという状況です。

杉山生産組合を何とか維持したい、杉山の農地を何とか守りたいという議論を、ここ何年か進めてきております。集落戦略、集落営農をどうしていくのかという議論を続けていく中でも、農業に付加価値をつけないとこのままでは何ともならないという声は出るんですが、それでは何をしたらいいのか分からないということで、今回の請願に至りました。

請願書を御覧いただきたいと思いますが、請願書はお読みだと思しますので、補足をさせていただきながら説明をさせていただきます。

請願書の2段目辺りまでは、杉山生産組合として、今年1年間、どのような議論をしてきたのか、どのような思いで議論したのかということを書いてあります。

先ほど説明しましたように、農業者は高齢化で、自分の田畑をいつまで維持できるか分からないという深刻な状態、杉山でも起きています。新城市全域同じような状況になっていると思います。農業を新しい段階に進めていくという時期になっているということになっているんですが、困難な中どうしていいかということ、生産組合、杉山には、環境を守る会という組織もあります。中山間地の組織もありますが、それらの役員の人たちに寄っていただいて、これからの杉山の農業をどうしていくかということ今年1年、考えてきました。

付加価値をどのようにつけるかということで、1つの方向として、無農薬・無化学肥料米、有機米、これに挑戦していいかということ、11月12日には生産組合の総会も行いまして、何とか杉山の農地を次の世代に渡していけるような挑戦をしていこうじゃないかということを決めました。今年1年、その方向で学校給食課、農業課とも相談してきました。その内容も含めて、総会で方向を決めたということになります。

次の段に入りますと、世の中がオーガニッ

ク、有機というものの流れが出てきているというのも、1つ杉山の方向を決めたきっかけということになります。

例えば、2021年12月25日の中日新聞の社説になりますが、有機給食の普及、一石四鳥の効果ありというようなことが出されています。なぜ、有機給食が普及してきているのかということが最初に書かれていますが、農薬がもたらす健康不安を背景に、有機食材を取り入れた有機給食を導入する自治体がじわじわと増えている。私たちの体は全て食べ物からできている。だから、子どもたちによいものを食べさせたい、そういう思いから、多くの子育て世代の若い方たちから、後押しされて進んできているということです。

この中には、有機給食の果たす役割というのが、子どもたちの健康以外にもこういうような点もあるということで、最後のほうに書かれていますが、給食という大口で継続的な需要が地元であれば、収入も安定し、生産者も安心して農薬を使う一般的な栽培から切り替えやすい。新規就農者を呼び込んで、耕作放棄地対策にも結びつく。37%台まで落ち込んだ食料自給率の向上にも関与できる。さらに、地産地消が進めば運搬費用を減らせる上に、輸送の際に排出される二酸化炭素を削減でき、温暖化対策にも貢献できる。

今回、請願した内容が最後に締めくくられていると思います。自治体はその気になれば、有機給食を起点に、食と農と環境の好循環を生み出させるということだと。まさに杉山生産組合の皆さんで、議論し、1つの方向を示したのはこの内容になります。

具体的に、千葉県いすみ市では、学校給食への公共調達によって、有機農業というものが進み始めています。有機米はわずか4年間で100%ということを実現しておりますし、いすみ市の担当課では、さらに公共調達をベースに、有機米から有機野菜に広げようと、新しい農業をつくっていくという取組が進ん

でいます。まさに新城市杉山生産組合はその方向で挑戦ができたらということを考えています。

次の段になりますと、有機農業の広がりという点で、有機農業の広がりには国においても顕著になっています。みどりの食料システム戦略という冊子もありますが、国においても、全世界的な環境問題を起点に、2050年度までに有機農場の圃場面積を25%に上げるという壮大ともいえる計画をもって、かなりいろんな政策を地方におろそうとしています。

その流れを受けて、農協なんです、茨城県のJA常陸農協の組合長がこのようなことも言っております。TPP参加など、農業を取り巻く環境変化に対して生き残るすべを模索していたこと、そのタイミングでの県知事による有機農業推進方針などを背景に、有機農業こそが、農業が生き残る道と確信したと言われるように、やはり公共、行政がバックアップして、有機農業をスタートさせ、充実させ、農家を支えていくという方向は今の時代に合致してはいるのではないかなと思います。

その有機農業の流れを、この新城でもいち早く取り入れていく、愛知県の中でも、先進的な農業地域にしていくということを進めていくことができれば、新しい農業の姿が新城市に生まれるのではないかと期待しています。

ただ、簡単に有機農業といいますが、栽培技術もありません。実績もありません。作ってちゃんと売れるのか、ちゃんと買ってくれるのかというようなことを、それを心配しております。

私たちの、杉山生産組合として、自分たちがまずできること、そこを今回、学校給食に、無農薬、無化学肥料、有機米というものを使うという方向を示していただければ、新城市の農業の先陣を切って新しい農業に挑戦していきたいと考えています。

もし、学校給食に有機米を使うということの方向が示されたとしても、恐らく、いすみ

市が100%の有機米の使用ができた、完成したというか、4年間で実現しましたが、新城においても4年や5年やかなりの年月がかかると思っています。

杉山生産組合が実績をつくることができれば、結果を出すことができれば、恐らく、周りの農業者に大きなきっかけを与えることができると思っています。杉山生産組合が、果たしてそれだけの成果を出せるか分かりませんが、生産組合の総意として、まずは挑戦していきたい。行政のバックアップをいただきながら、栽培技術を杉山生産組合が蓄積し、周りの農業者に伝え、新城農業全体を新しいステップに移行させていきたいという、そんな思いで、今回、有機米の学校給食への導入というものを依頼したということです。

ぜひ、議会としても、杉山生産組合の取組から新城農業が広がっていくようなバックアップをお願いしたいということになります。よろしくお願ひいたします。

○鈴木長良委員長 ありがとうございます。

以上で、参考人からの説明、意見が終わりました。

次に、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のために申し上げますが、参考人は、委員長の許可を得てから発言ください。また、委員に対しては質疑をすることができませんので御了承願ひます。

それでは、質疑はありませんか。

柴田委員。

○柴田賢治郎委員 まずもって、今日お時間ありがとうございます。

杉山生産組合ということで、その参加人数、そして、有機に対して実績がということをおっしゃってましたが、60%の中で、実際の量的なものはどれぐらいの量を今生産できてるのか、確認させてください。

○鈴木長良委員長 白井参考人。

○白井倫啓参考人 現時点では、杉山生産組合として、有機米作りというものがどうい

ものなのか、実績をほとんど持っていません。実際に、有機米を作っているのは、組合長である私自身になります。結果を示さなければ、農家の人たちも安心して栽培に参加することができないという現実があります。

それは、いすみ市でも同じことで、いすみ市は行政が先頭に立って栽培技術を含めて、当然、学校給食に供給するということで、売り先を行政がしっかりつくりました。農家の人に安心を持ってもらい、挑戦するということができました。

杉山生産組合としても、まず一步を踏み出したという段階です。これから、実際に実績をつくりたい。栽培してみて、ちゃんとお米ができる。ある程度の俵数が収穫できる。それを学校給食に使ってもらえた。1俵、いすみ市で言えば2万3千円になりますが、2万円を超える値段で買ってもらえた。この実績をまず数年のうちにはつくりたい。その安心感のもとに、生産組合として、毎年毎年、組合の役員は変わりますが、当面は、総会で確認されましたけれども、私自身が、オーガニックプロジェクトの担当になるということを知ってもらいましたので、ある程度方向が出るまでは、行政と連携して取り組んでいきたいと考えています。

○鈴木長良委員長 柴田委員。

○柴田賢治郎委員 生産組合の白井さんということで、議員としての先輩にも当たるといふことだと思っております。その先輩にちょっと質疑すること自体は恥ずかしいところもあるんですけど。

今の新城市の小中の児童数、実際、給食となったときに、その総量、職員と児童数の食事の回数ですね、そして、そこに納入するだけの量というので、どれほどと見込んでおられるのか。そして、それに対して生産の計画をどのように立てられるのか、確認させてください。

○鈴木長良委員長 白井参考人。

○白井倫啓参考人 先ほど説明させていただいたんですが、今から挑戦していきます。当面は有志を募っていきます。杉山の中で、有機農業、有機米を作ってもらえる人を募りながら増やしていきますが、食数で言えば400俵か500俵はあるだろうと考えています。

千葉県いすみ市でも4年間かかりましたが、400俵を超える量を有機米で到達しました、実現しました。これは行政のバックアップ、要は行政のやる気、子どもたちへの学校給食をどのように豊かなものにするかというやる気、農業者の子どもたちへの食の安全というものをつくりたいというやる気、このやる気をしっかりつくっていききたい。そのためには、行政のしっかりしたバックアップ、議会のしっかりしたバックアップ、付加価値のついたお米としての付加価値のついた金額での買上げ、こういうものがあれば、400俵、500俵は恐らく簡単にできると思います。

ただ、逆に、400俵、500俵はすぐできるようになってくる可能性があります。千葉県いすみ市でも、4年のうちに400俵を超えるようなお米ができてしまったんです。要は、学校給食に納める量では、すぐに、農家の人たちの収穫量を超えちゃうんですね。その後のブランド化がますます重要になってきます。

今回の請願にもありましたけども、学校給食100%実現の前に、ブランド化の取組がもう欠かせないと考えています。杉山生産組合、杉山の農地、これをどのように生かしていくか。有機・無農薬だけでは、全国発信できない。やはりブランドをどうつくるか。これも杉山生産組合の中で、併せて考えていく必要があります。

1つ出てるのは、杉山の水系全部を無農薬ということにできれば、蛍が舞う杉山の農村風景をつくり上げるとか、山と農地がつながった安心・安全な蛍米みたいな形で、地域一体となった取組にしていければ、山を守り、川を守り、農地を守る。そして、蛍が舞い、

当然、街灯ないんで、夏空、冬空、これが見える。そんないろんなブランドを4年、5年、10年かけてつくっていくという、これも併せて考えていくことができれば、学校給食100%供給、さらに、それ以上のものは外部に発信していく。外部に売り上げていくというようなことも見据えていかないと、新城市農業を支え切れなと思っています。そこまでの取組をやっていかないと、杉山農業はもう守れないというところまでできています。

現在、先ほど説明しましたように60%ぐらいが何とか自分の田んぼ、畑、守っていますが、これから若い人たちに委託していくという場面がどんどん出てきます。そのときに、委託されたい、自分はこの地域の田んぼを委託してでも守っていききたいという若者をつくるためには、農業で生きていける価格保障がしっかりできる地域をつくっていかねばならないと思っていますので、学校給食の数量とか、これからどのくらいかかるとか、そんなのは心配してません。

これからやるということで、行政と議会、農家、これが本気で取り組んでいくというスクラムさえ組めれば、恐らく可能だと思っています。その一步を、まず、杉山は今年1年で踏み出したということです。二歩、三歩と踏み出していききたいので、ぜひ議会のバックアップをお願いしたいというのが、今回の請願の趣旨にもなります。

○鈴木長良委員長 柴田委員。

○柴田賢治郎委員 私も新城市内で、地域の、ある意味ブランド米を作って、個々に売られている方というのを知っておるつもりであります。例えば、八雲だんごに売ってみたり、横浜ゴムの方に手伝ってもらったり、そういうところで個々の商売として達成してるところがあるかと思っています。

杉山の意味として、有機米という1つ作るに当たっての苦労があるお米を作られる、その方向性を持ったことはすばらしいと思いま

すし、その中で、それに見合う価格を世間にPRして、持続できる農業を確立していくという方向性も私はすばらしいと思います。

ただ、それであるならば、その生産量が合うだけの参加者ができる価格をどれほどだと想定されているのか、その辺を確認させてください。

○鈴木長良委員長 白井参考人。

○白井倫啓参考人 今、自分としても、有機米を作り売っていますが、販売価格はキロ600円ぐらいです、手元に残るのは2万数千円なんです。少なくとも、2万円を超える、千葉県いすみ市では2万3千円で、いすみ市は農協が仲介に立っています。農協が農家に2万3千円を払うというような形で進んでいますが、少なくとも2万円を超えるお米を、行政からまずは買い上げるという方式からスタートしていただきたいと思っています。

将来的には、有機米というのは、そこに付加価値がさらについていけば、それを求める消費者の方たちも必ずいると思いますので、農家の人たちが、喜んで米作りに進んでいけるような価格をつくっていききたいと思います。そのためには、壮大な取組になるんじゃないかなということは思いながら、それでも何もやらなければ、恐らく杉山地域、あの栽培に有利な杉山地域であっても、耕作放棄地が増えていくんじゃないかという心配するぐらいですから、新城全域見れば、恐らくもっと大変な状況になります。

今、手を打たなければ、国も有機農業に進んでいこうという、いろんな施策を考えて、地方に下ろしてきています。今それを受けるチャンスが来ている。それをいち早く新城市の農業に落としていくということが必要じゃないかと思っています。

それを誰がやるんだということに当然なりますので、その誰がというところに杉山生産組合が、1組織として参加していききたいということです。当然、杉山生産組合だけではで

きる問題ではないので、一步をまず踏み出したいということです。目標をしっかりと持ちたい。当面は、有機米、付加価値のついた有機米を生産することができれば、学校給食に使ってもらえる、そのために頑張ろうというような目標を持ちたいと、持たせてほしいということです。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。丸山委員。

○丸山隆弘委員 本日はありがとうございます。

まず、請願の中身をずっと最初読まさせていただきました。ちょっと担当部署が違うんじゃないかというような議論もさせてもらいながら、最終的に学校給食へということで、そこを重点に、私たち受けました。

それで、今、柴田委員からも質疑がありましたけれども、議会としては、今、予算要望も出しております。その準備はもう進めて、市のほうに出しておると。これは間違いなかったですね。はい。

そういう流れで、この有機米について、今白井さんから話がありましたけれども、全国いろいろ見ますと、一番最初のきっかけというのは、いすみ市の場合は、兵庫県の豊岡市だったんですね。あちらから指導者が行って、これででき上がっていったと。減農薬だったんですけどね、あの頃はね。大変だったんですけども。

その中で、今すごくインパクトのある話をいただいたんですけども、農協の組織の中でも、やっぱり議論が今出てるんですよ。それで、何とか農協のほうにも力になってもらう、逆に。これも必要じゃないかなと思うんですが、その辺どうでしょうかね、お考え。

○鈴木長良委員長 白井参考人。

○白井倫啓参考人 杉山生産組合で、今年、5回ほど役員会議をやりながら、いろんなところにも行きました。新城市庁舎内では、学校給食課から農業課、環境面での市民協働部、

そこにも行きましたし、千郷地域自治区、千郷地域協議会というのがありますので、地域協議会の会長、担当職員とも話をしまして、杉山地域でこういう取組をやると。これをやろうとすると、千郷地域全域が協力体制を取ってみんなでこの千郷地域から変えていこうというようなことで話をしてきました。

当然、農協にも行ってきたんですが、農協の現時点での返事はこうでした。白井さんの言ってることはよく分かると。国も確かに有機農業の方向に1つはかじを切っていると。だから、遅かれ早かれ、恐らく有機農業というのは考えざるを得んと、農協としても。ただ、現時点では、果たしてもうかるかどうかとも分からないと。そういうところに予算もつかん、人の手配もできない。現時点では、すぐにも手を挙げて協力するという形にはならないと言われておりますので、千葉県いすみ市が、農協が仲介になって学校給食を手配しておりますが、実際に動き始めて、新城で作った有機米がブランド化され、全国発信というような方向が見えてきたときには、もう農協と一緒に手を結んでやるという時代が来ると思うんですね。

そういう方向も見据えて、もう新城のありとあらゆる農家に関連する人たちが、同じ目的を持って農業でこのまちは食っていくんだぐらいのまちづくりにつながればいいなと思います。それが、10年後か20年後か分かりませんが、今からそのくらいの方向を見据えてやっていければ、新城で跡継ぎが生まれるというようなことが可能になると信じております。

それでも、学校給食に有機米が使われるということがなくなると、なかなか頑張る方向が見えてきません。公共調達のそこに大切さが、公共がしっかり支える、農家を支えて新しい農業をつくるという、それが今必要だと思っておりますので、農協の力もすぐにも協力してほしいんですが、現時点ではまだま

だそこには至ってないのかなとは思いますが。

○鈴木長良委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。農協の取組状況というのは、私なりにいろいろつかんでおるんですけれども。私も生産部会の代表、お米部門じゃないですけれども、やっておりますので、大体分かりますけれども、意気込みは、今、白井さん言ったとおりで、農協の取組方というのはすごく理解できます。

それで、またもう一步踏み出そうというのが、やはり大きなきっかけになるのが白井さんたちの活動になってくると思うんですよ。だから、そういう組織づくりをやっぴりやっていたとというのは非常に大切かなと思います。

それから、あともう1個確認したいんですけども、総量で大体学校給食というのは、先ほどおっしゃってた400俵から500俵、500俵あれば、まず、今後のこういう対応というのは、子どもさんたちへ提供できるのはいいのかなと。500俵だと30トン、30トンじゃちょっと足らんですかね、もうちょっと要るのかな。

あと、千葉県に木更津市という市があるんですけど、あそこはもっと大きいんですけども、木更津もやはりいすみ市から影響を受けて、肥大化したところではありますが、あそこはもっとお米の生産量高くて、また安全な食料ということで、目標を立てて、まだ100%じゃないんですけどもね、100%に近づくような活動をされておると思います。

新城で、今までこういういろんな活動をやられてきた方々もお見えになりまして、そこで、何て言うんですか、農協も交えて、やはりもう一步、農協の力を借りるといよりも、農協も、先人の立場になってもらってやれるようなアクションを、私なりに起こさせていただいているんですけれども。

杉山の生産組合の皆さんのこの場所というのがすごく平地で、割合といい環境状況だと

思うんです。鳳来地区になると、非常に難しく、カメムシが来たりとかいろんなこういう病害虫の関係がありましてね、山里の方へ行くとまず不可能であろうと。

ですから、こういう新城地域のいい場所でもいいものを作っていくという、そういうことを目指してもらえればいいのかなと、そんな考えでよろしいですかね。

○鈴木長良委員長 白井参考人。

○白井倫啓参考人 杉山生産組合としての責任がそういうところにあると思います。取り組んでいくのであれば、まずは実績をつくれるところから。

で、耕作不利地というのは、市内全域いろいろあると思うんですね。ですから、その地域地域でどのような特色を出すのか、そのための財源も含めて、まずは農家がもうける、農家がもうけて、地域にそれを還元し、その還元されたものがまたいろんな地域に広がっていくような取組にしていきたいという思いではおります。

農協も当然早いうちに入ってきてほしいと思うんですが、いろんな課に回っても、出てくるのは、例えば、農業課に回ると、農業課では判断できんと。判断するのは学校給食課だと。学校給食課に行くと、担当者では判断できんと、判断するのはもっと上のほうだと言われて、じゃあ誰が判断するのかなという状況なんですね、現実回ってみると。

今回、議会が、市長への来年度の予算要望にも、学校給食への無農薬野菜というものを使われたいというような要望を出されておりますので、それを生産組合という新城市の1団体がこういう請願を出し、議会もそれをバックアップしたというその実績ができれば、担当課が非常に動きやすくなると思いますので、今回はぜひ、議会の方向もそうです、国の方向ももうそうになっていますし、恐らく、オーガニック給食、有機野菜の給食というのは、全国にどんどん広がっていきます。

現時点でも、有機給食を進めているということで、ネットで調べるとオーガニック給食マップなんていうのが出ておりますが、これを数えていくと120ぐらいの学校、自治体になるのか地域なのかちょっとはつきり分らんですが、そのくらいどんどん動いてきます。ちっちゃな日本地図で、マップに落としていくと、もう日本地図が埋まるぐらい、いろんなところが取り組み出しておりますので、新城市が今からやったら決して早いわけではない。しかし、遅いわけではないので、新城市をアピールする、学校給食に完全有機米・有機野菜を使ってるのが新城市だよということで、愛知県の中に広がるだけでも、恐らく移住者が出てくると思います。

新規就農者も、どういう農業をやってるまちかということを見ながら、全国を動いておりますので、新規就農者を呼び込み、若い子育て世代の人たちを呼び込むというのも、有機給食、オーガニック給食というのは非常にインパクトがあると思っておりますので、変化をつくる、議会が今回しっかりバックアップして、採択していただければ、杉山生産組合の65名の人たちも、もうちょっと頑張ろうかなという気にもなってもらえると思いますので、ぜひ議会の皆さんの後押し、バックアップをお願いしたいと思います。

○鈴木長良委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 オーガニック給食というのが、今、話したもんですから、お米に限らず、やはり最低限、玉ねぎ、人参、ジャガイモ、この3本柱というのは、やはり、本腰を入れてオーガニック給食で、やっぱり子どもたちに与えていければいいというのは、多分皆さん思っていると思います。

そんなところで、最初、白井さん、おっしゃっていただいたように、当然収穫量が減ると。収穫量が減るところへ、やはり行政の手をしっかりとつぎ込むと。そういう体制を組んでいかないと、やはりなかなか維持できな

いというんですか、そういう実態というのは全国に先ほど幾つかあるという、その実態例を見ると、やっぱりほとんどがそうですので、議会としてもこういう1つの出発点として、開花していけばいいのかなとも思いはあります。意気込みは十分承りました。ありがとうございます。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。浅尾委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

1点、2点お聞きするんですが、私自身もやっぱり新城の農業施策では、やっぱり農業を振興していくということが不可欠だと思っています。太陽光パネルになってしまったりだとかそういったことで、本当に次、新しい人が耕作する人がいないというところで、そういった問題もあると思いますので、この学校給食と、そういった自給自足の形が回り始めたら非常にいいと思っています。

この自給自足的なもので、お米も、もちろん玉ねぎ、人参、ジャガイモというところが、学校給食に地産地消で入っていけば、安定した供給というか、買付けというか学校側が大量に買うわけですから、そこで生産を確保してもらおうというところで、循環的な、新城がいいまちづくりできるんじゃないかなと思っています。

フランスもそういった自給自足の学校給食もあるということがあるもんですから、やっぱりそういった好循環にしていきたいという思いで、この杉山生産組合の方々も含めて、まずスタートアップで頑張りたいという思いでいいのか伺います。

○鈴木長良委員長 白井参考人。

○白井倫啓参考人 そのとおりです。杉山生産組合だけが利益を得ようとかそんなことじゃないんですよ。杉山生産組合がちゃんとなれば、恐らく、ほかの地域に絶対波及していきます。誰かがやるんじゃないかと、杉山生産組合が手を挙げたという理解をしていただ

いて、みんなで農業をもうかる産業にしていきたいという思いです。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 そういことですよ。

とにかく、今は手を挙げるのが杉山生産組合になるんだけど、早くそういったそこだけがメインになるわけじゃなくて、農協の人も、早くここに加わっていただいて、幅広くそういった生産体制を新城全体の農業振興を進めると同時に、やっていきたいという理解の趣旨の請願内容ということでよろしいでしょうか。

○鈴木長良委員長 白井参考人。

○白井倫啓参考人 まさにそのとおりです。

千葉県いすみ市が、農協が買い上げているのが3万円弱ぐらいで買い上げて、農家に2万3千円払うという仕組みをつくって、農協の利点というのは全国展開できるというのが非常に大きな利点になりますので、農協がそこに入ってきて、そこに農家も入ってきてということで、新城全域が農で結ばれていくということになれば、非常にありがたいと思います。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。ありがとうございます。

最後の質疑になるんですが、本当にこのセンター化の問題になってから、非常に、お米だとか玉ねぎ、人参も含めて、早く市はインシアチブを取って、農家だとかJAさんとかで話し合いを始めて、そういった自給自足のこと、体制をつくってほしいと、議会からは口で言うのは簡単かもしれないですけど、言ってるんですけど、なかなかそれが形として見えてないというところで、僕も焦りというか何でだろうという思いがあったんですけど。

やっぱり、そこは白井さんおっしゃったように、農協は農協で失敗をしたくないと、財政面でそういった担保がなければ、なかなか踏み出せない。市は市でなかなかそこに失敗

して責任を負いたくない。そんなような両者のいろんな思いがあって、なかなかまとまり切れてないという側面があるんでしょうか。白井さんがいろいろなところ、市役所に行ってきたという状況を捉えたときに、どういふふうな、今、改善点というか課題とか、そういったものがあったら教えていただきたいと思います。

○鈴木長良委員長 白井参考人。

○白井倫啓参考人 全国の市町村見てみて、進んでるところというのは、結局はリーダーがいます。千葉県いすみ市は市長が有機農業、行けと、いすみ市はこれから環境を中心としたまちにするんだと。そのためには農薬、化学肥料も減らして、環境保全、生物多様性、守っていこうという指示を出し、担当者が動き出したと。先ほど、丸山さん言われた兵庫県の豊岡市がまさに環境問題から入って行って、ブランドの野菜、米を作り出してるんですね。

だから、もうけたいから有機だとかじゃないんですね。やっぱり、みどりの食料システム戦略も強調しているのは、環境問題から入ってきます。地球環境を守るためには、より安心・安全であり、エネルギーがかからない農業の在り方を考えていく必要があるということで、できるだけ自給率を上げていく、輸送費がかからない、無駄なエネルギー使わないという方向の中で、みどりの食料システム戦略ができ上がっております。

まさに、そこへ新城市が入っていき、新城市だったら自給率100%やろうじゃないかと。それも、有機というのが、そのうち25%あるよというようなまちなれば、恐らく、全国からの見る目がガラリと変わってくると思いますし、それによって、若い人たちが農業を通して地域を意識するというのが、より可能になるんじゃないかということを思います。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

それでは以上で、参考人に対する質疑は終了いたしました。

続きまして、紹介議員に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑は終了しました。

本日は、誠にありがとうございました。

~~~~~  
この際、しばらく休憩します。

休 憩 午後 6 時 37 分

再 開 午後 6 時 56 分

○鈴木長良委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~  
これより討論を行います。

討論はありませんか。

今泉委員。

○今泉吉孝委員 私は、今回提出されました請願第 5 号 学校給食への有機・無農薬・無化学肥料米の導入を求める請願に、採択の立場で答弁させていただきます。

いすみ市の学校給食という食材の公共調達をベースに可能性を広げるという話から、公共調達の方向性が明示されていれば、金額の保証と売り先の確保もできるという請願者のお気持ちもとても理解できるものだと思います。

これを、有機米を取り入れることでブランド化と、有機農業の可能性を広げて、環境や新城農業の継続性の確立につながることで、これからの新城で地域につなげていくという先ほどのお話もございました。

というアイデアは、今、新規就農者を呼び込むためにも、今の新城には必要な考えだと思ひ、採択としたいと思ひます。

○鈴木長良委員長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決をします。

本請願を採択することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○鈴木長良委員長 異議なしと認めます。

よって、本請願は採択すべきものと決定しました。

~~~~~  
以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告及び委員長報告の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思ひます。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、厚生文教委員会を閉会します。

閉 会 午後 6 時 59 分

~~~~~  
以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 鈴木長良